
第2次 串間市男女共同参画基本計画

串間市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援に関する基本計画

【平成 27 年度～平成 36 年度】

平成 27 年 3 月

宮崎県 串間市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	61
2 計画の位置づけ	61
3 計画の期間	62
4 計画のめざすべき姿	62
5 重点目標	62
6 計画の体系	63

第2章 DVの現状～市民意識調査の結果から～

1 暴力に対する意識	64
2 暴力を受けた経験	65
3 暴力を受けた時の相談先	66
4 暴力を受けた時に相談しなかった理由	67
5 暴力を行った経験	68

第3章 計画の内容

重点目標1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	69
重点目標2 安心して相談できる体制の構築	72
重点目標3 被害者の安全確保	74
重点目標4 被害者の生活再建への支援	77

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、市民・行政・企業・教育機関のほか地域・家庭など、社会一体となって取り組むべき重要な課題です。本市では、平成17年に女と男が輝く男女共同参画社会の実現をめざして「串間市男女共同参画基本計画」（以下、「第1次基本計画」という。）を策定いたしました。平成18年には「串間市男女共同参画推進条例」を制定し、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

これらの取り組みがどのくらい市民に浸透しているかを把握するため、平成25年に「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」を実施したところ、「男は仕事、女は家庭」のような固定的性別役割分担意識は改善されつつあるものの、現実には男性が家計を支え、女性が家事を負担している状況が根強く残っています。また、配偶者等からの暴力の問題も年々深刻化しており、男女共同参画社会の実現には多くの課題が多いことが明らかになりました。

加えて私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、核家族化する家族形態や地域社会の変化、地域経済の低迷などを背景とするさまざまな課題を解決するためにも、男女共同参画推進の取り組みを一層加速させていく必要があります。

このようなことから長期的な展望に立ち、本市の男女共同参画社会の形成を推進するため、取り組みの方向性と内容を示す「第2次串間市男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画基本法第14条第3項の規定に基づき策定する基本的な計画です。
- (2) 串間市男女共同参画推進条例第4条第1項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するための基本的な計画です。
- (3) 串間市長期総合計画を指針としており、整合を図り策定した基本的な計画です。
- (4) 本計画の基本目標3「だれもが安心して暮らせる環境づくり」における重点目標10「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」のうち、施策の基本的方向「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項にもとづく「串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」（串間市DV防止基本計画）として位置づけます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。ただし、期間中であっても社会情勢の変化や本計画の推進状況など必要に応じ、見直すものとします。

4 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

本市では男女共同参画社会の形成を促進するため、平成 18 年に串間市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の推進に関する基本的事項を定めました。

この基本計画は、串間市男女共同参画推進条例第 3 条に規定する 6 つの基本的理念に基づき策定します。

【男女の人権の尊重】

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

【社会における制度または慣行についての配慮】

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。

【政策等の立案及び決定への共同参画】

男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

【家庭生活における活動と他の活動の両立】

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

【性の尊重に基づく健康への配慮】

男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。

【国際的協調】

国際社会における男女共同参画に関する取組を勘案し、その動向に配慮すること。

5 基本目標

本計画の基本理念のもと本市では次のとおり基本目標を定め、男女共同参画社会の形成に向け、取り組んでいきます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合うことのできる社会のことです。しかしながら、家庭生活や地域活動などさまざまな場面において、性別に基づく固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行、慣習などが依然として存在しています。このような制度や慣習、しきたりなどでは、多くの人が「男性が優遇されている」と感じており、女性の社会進出の機会を妨げる要因となっています。一方で、男性により多くの責任が課せられることになり、固定的な性別役割分担意識は男性と女性に共通した課題ともいえるのです。

男女共同参画社会の実現は、男性にとっても女性にとっても暮らしやすい社会であるということへの気づきと、意識の浸透に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 男女があらゆる分野で活躍できる社会づくり

男女共同参画社会は、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。めまぐるしく変化する社会経済情勢に対応し、多様化する地域課題を解決するためには、あらゆる分野の企画・方針決定の場にさまざまな立場や考え方を持つ人や地域生活者の声を反映していくことが重要です。

そのためにも、「男性だから」「女性だから」という性別による固定的な意識ではなく、「ひとりの個人」としてあらゆる選択が可能となり、個性と能力が十分に発揮できる社会づくりが必要です。

家庭をはじめ、地域や職場、学校などあらゆる場面において、男女がひとりの個人として尊重されるよう、社会基盤づくりに向けた取り組みを進めていきます。

(3) だれもが安心して暮らせる環境づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女がお互いの性を尊重するとともにその身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されなければなりません。

また、障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭などさまざまな生活上の困難を抱える人々のうち、女性は男性に比べ厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。このような人々も含め、男女が性別に関係なく安心して暮らせるよう男女共同参画の視点をふまえた環境づくりに取り組んでいきます。

6 重点目標

少子高齢化の進展や国内経済活動の成熟化など社会経済情勢の急速な変化や、本市が抱える課題をふまえ、男女共同参画社会の形成に向け次の10の「重点目標」を設定します。

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し
- (2) 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発活動の推進
- (3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- (4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進
- (5) 男女がともに能力を発揮できる職場環境の整備
- (6) 男女がともに参画できる地域活動の推進
- (7) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (8) 生涯を通じた男女の健康の保持・増進に向けた支援
- (9) さまざまな生活困難を抱える人々への対応
- (10) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

7 第2次串間市男女共同参画基本計画の体系



串間市DV防止基本計画

第2章 計画策定の背景

1 世界の動き

【国際婦人年と国連婦人の10年】

国際連合では、昭和20年（1945年）に定められた国際憲章の前文で男女平等をうたい、昭和21年（1946年）に「婦人の地位向上委員会」を設置するなど、創設初期から男女平等の実現に向けた取り組みを行ってきました。

その後の女性解放運動の高まりを受け、第27回国連総会では昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが決議され、女性の地位向上へ向けた世界的な行動を促進することが本格的にめざされることになりました。また同年6月にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」では、「平等・発展・平和」を目標とする世界行動計画が採択され、さらに昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）を「国連婦人の10年」としたことで、世界的な行動展開がスタートしました。なお、国際婦人年（1975年）以降は、5～10年ごとに女性に関する世界会議が開催されています。

【女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約】

昭和54年（1979年）における第34回国連総会においては、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、翌年には、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年中間世界会議」で署名が行われました。

この条約は、法律や制度、また慣習における性別役割分担意識の変革を中心に、あらゆる分野の性差別をなくすために必要な措置を規定しているものです。これにより実質的な男女平等へ向けた各国の取り組みが一層進められました。

【婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略】

「国連婦人の10年」最終年となる昭和60年（1985年）には、ケニアのナイロビで「国連婦人の10年最終年世界会議」が開催され、この10年間における成果の検討、評価を行うとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。これは西暦2000年に向け、残された課題を解決するための各国等のガイドラインとして位置づけられたものです。

【北京女性会議】

平成7年（1995年）に第4回世界女性会議が中国の北京で開催されました。ここでは「ナイロビ将来戦略」の第2回目の見直しと評価が行われ、さらに「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）」となる「行動綱領」では、西暦2000年に向けての戦略目標と各国がとるべき優先行動分野が示されています。

【女性 2000 年会議】

平成 12 年（2000 年）には、ニューヨークの国連本部で、「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマとする国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催されました。同会議では、「北京行動綱領」採択 5 年後の実施状況の見直し・評価とともに、北京宣言及び行動綱領の完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

【国連「北京 + 10」閣僚級会合】

平成 17 年（2005 年）には、国連特別総会「女性 2000 年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、北京宣言と行動綱領の実施状況の検討・評価や、それらの完全実施に向けた今後の戦略について協議が行われました。そして、女子差別撤廃条約の完全批准など行動綱領の完全実施に向けた「政治宣言」と「北京宣言および行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（いわゆる「成果文書」）」が採択されました。

【国連「北京 + 15」記念会合】

平成 22 年（2010 年）には、「北京宣言および行動綱領」の採択から 15 年にあたることを記念し、「国連『北京 + 15』世界閣僚級会合」がニューヨークの国連本部で開催され、「北京宣言および行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文書」に関する実施状況が協議され、これらの内容を再確認し、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言が採択されました。

【UN Women 正式発足】

平成 22 年（2010 年）7 月の国連総会決議を受けて、女性の地位向上部（DAW）、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国連女性開発基金（UNIFEM）の 4 つの部門を統合し、2011 年 1 月に UN Women が正式発足しました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしています。

2 日本の動き

【「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定】

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以降、わが国においても男女平等の実現へ向けた取り組みが、国際社会の取り組みと連動しながら進められてきました。

まず「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」に基づき、昭和 50 年（1975 年）に「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置され、昭和 52 年（1977 年）には「国内行動計画」が策定されました。これにより、向こう 10 年間の女性問題解決についての指針が示されました。

【女子差別撤廃条約の批准】

昭和 56 年（1981 年）には、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とする「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」が策定されました。

これを受けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の成立など、法律、制度面での整備が進められ、昭和 60 年（1985 年）に同条約が批准されました。

【新国内行動計画の策定】

昭和 62 年（1987 年）には、「ナイロビ戦略」を受けて、「男女共同参加型社会システムの形成」をめざした「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。またその後の平成 3 年（1991 年）に行われた第一次改定においては、参加するだけでなく企画の段階からの関与が必要であるという観点から、「共同参加」が「共同参画」に改められ、「男女共同参画型社会」の形成が目指されることになりました。

さらに平成 4 年（1992 年）には「育児休業等に関する法律」が、翌年の平成 5 年（1993 年）には「パートタイム労働法」が施行されています。

【「男女共同参画推進本部」等の設置】

平成 6 年（1994 年）には、「婦人問題企画推進本部」を発展させた形で、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画本部」が設けられるとともに、総理府に「男女共同参画室」、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、推進体制の再編、強化が行われました。

【「男女共同参画 2000 年プラン」の策定】

北京女性会議における成果や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成 8 年（1996 年）、「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。これは男女共同参画社会の実現へ向けて、政府が取り組むべき施策を総合的に示したものです。

【「男女共同参画社会基本法」の施行と「男女共同基本計画」の策定】

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の実現を国の最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また翌平成 12 年（2000 年）には、この法律に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していくための「男女共同参画基本計画」が策定されました。ここには、平成 22 年度（2010 年）までを見越した施策の基本的方向性と、平成 17 年度末までに実施する具体的施策の内容が示されています。

【中央省庁等改革に伴う組織改正】

平成 13 年（2001 年）の中央省庁改革に伴い、新たに内閣府が設置され、「男女共同参画審議会」は「男女共同参画会議」に、「男女共同参画室」は「男女共同参画局」となり、推進体制の一層の強化が図られています。

【「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行】

平成 13 年（2001 年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、保護命令など配偶者からの暴力への対応のための法的仕組みが整備されました。

【「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定】

平成 17 年（2005 年）には、平成 12 年（2000 年）に策定された「男女共同参画基本計画」が改定され、女性のチャレンジ支援や仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し等を主な柱とした「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。

【「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定】

平成 19 年（2007 年）には仕事と生活の調和がとれた社会の実現のため、関係閣僚、経済界、労働界、地域団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となった取り組みが始まりました。

【「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定】

平成 22 年（2010 年）には、男性、子どもにとっての男女共同の推進や生活上の困難に直面する人への支援、地域等における男女共同参画の推進などの重点分野を新設した「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

【「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正】

平成 26 年（2014 年）1 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。」として適用対象が拡大されました。

3 宮崎県の動き

【宮崎県婦人関係行政連絡会議の設置】

宮崎県においては、昭和 53 年（1978 年）に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」（平成 2 年【1990 年】「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成 12 年【2000 年】「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。

【青少年婦人課の設置】

昭和 54 年（1979 年）には、女性に関する施策の総合的な窓口として青少年婦人課（平成 3 年【1991 年】「女性青少年課」、平成 16 年【2004 年】「青少年男女参画課」に改称）を設置し、女性施策についての本格的な取り組みをはじめました。

【宮崎県婦人問題懇話会の設置】

昭和 55 年（1980 年）には、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」（平成 2 年【1990 年】「女性の未来を考える懇話会」、平成 11 年【1999 年】「男女共同参画推進懇話会」に改称）を設置しました。平成 15 年（2003 年）には、宮崎県男女共同参画推進条例の規程に基づき、「宮崎県男女共同参画審議会」を設置しました。

【行動計画の策定】

昭和 56 年（1981 年）に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」を加え、翌年には「婦人に関する施策の方向―婦人行動計画―」を策定し、本県の女性施策の基本的方向を明らかにしました。

その後、昭和 62 年（1987 年）には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」を策定し、また「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づき、平成 4 年（1992 年）に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」を策定しました。さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて平成 9 年（1997 年）には「ひむか女性プラン」を策定しました。

【推進体制の強化】

平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」（平成 13 年【2001 年】に「男女共同参画監」に改称）を設置し、平成 13 年（2001 年）には、宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化を図ってきました。

【みやざき男女共同参画プランの策定】

平成 14 年（2002 年）3 月には、第五次宮崎県総合長期計画の部門別計画として、また男女共同参画社会基本法第 14 条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、「みやざき男女共同参画プラン」を策定し、総合的な施策の展開を図ってきました。

【推進拠点の整備】

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成 3 年（1991 年）、「みやざき女性交流活動センター」を設置して啓発事業等を実施してきましたが、平成 13 年（2001 年）9 月に、男女共同参画社会づくりの推進拠点として、「宮崎県男女共同参画センター」を設置し、相談事業を開始するなどの事業拡大を行いました。

【条例の制定】

平成 15 年（2003 年）4 月 1 日、「宮崎県男女共同参画推進条例」を施行し、県と県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくこととしました。

【第 2 次みやざき男女共同参画プランの策定】

現行のプランが改定時期を迎えたことから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成 24 年 3 月に「第 2 次みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

4 串間市の動き

【男女共同参画社会づくりの窓口の設置】

本市では、総合政策課において男女共同参画社会づくりを推進してきましたが、平成 15 年（2003 年）4 月、同課内に専任の担当者を配置し、講演会の開催やリーフレットの作成、配布など、広報・啓発を中心とする取り組みを強化してきました。さらに、平成 16 年（2004 年）には、本計画を策定する上での基礎資料とすることを目的に、市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

【男女共同参画推進委員会と男女共同参画推進懇話会の設置】

平成 15 年（2003 年）10 月、庁内に助役を会長とする男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画社会づくりへ向けた総合的、体系的な施策の展開へ向けて討議を重ねてきました。

また平成 16 年（2004 年）7 月には、各方面から広く意見を聴取する体制として男女共同参画推進懇話会を設置しました。同懇話会は、学識経験者、関係行政機関の職員、女性団体の代表、一般公募など 15 名の委員から構成されており、ここで出された意見を本計画の策定内容や男女共同参画社会の形成へ向けた施策展開に反映することを目的としています。

【「串間市男女共同参画基本計画」の策定】

平成 17 年（2005 年）3 月には、女と男が輝く男女共同参画社会の実現をめざし、「串間市男女共同参画基本計画」を策定しました。

【「串間市男女共同参画推進条例」の制定】

平成 18 年（2006 年）3 月、串間市の男女共同参画社会形成の促進に関する基本理念や市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「串間市男女共同参画推進条例」を制定しました。

【「串間市男女共同参画審議会」の設置】

平成 18 年（2006 年）4 月、広く市民の意見を男女共同参画の施策に反映させるため、男女共同参画審議会を設置。男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を整えました。

【男女共同参画推進リーダーの設置】

平成 20 年（2008 年）4 月、串間市における男女共同参画思想の普及高揚を図るため、市内の全自治会、主要な経済団体等にボランティアとして活動する「串間市男女共同参画推進リーダー」を設置しました。

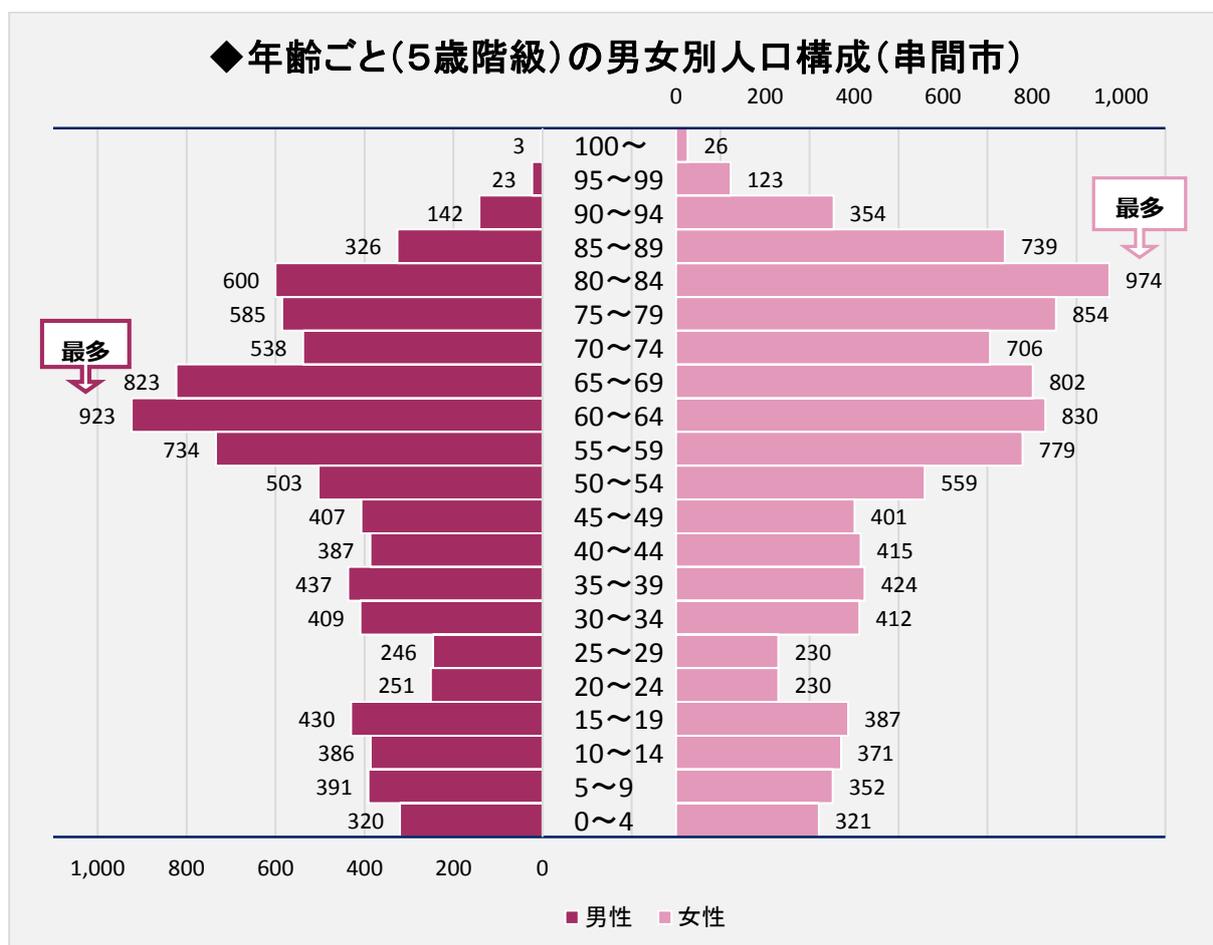
5 社会経済情勢等の変化

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

串間市の人口は、平成 26 年 11 月 1 日現在で 2 万人を割る 19,202 人となっています（総合政策課「現住人口調査」）。その人口を年齢ごと（5 歳階級）に男女別構成を見ても、下のグラフのようになります。

女性では 80～84 歳が最も多く、全体的には 50 歳～89 歳までの年齢層が大きな割合を占めています。

また、男性では 60～64 歳が最も多く、全体的には 50～84 歳までの年齢層が多くを占め、女性より人口のピークが 20 歳ほど若いもののほぼ、男女同じ年齢層の人口が多いことがわかります。



資料：総合政策「現住人口調査」（平成 26 年 11 月 1 日現在）

串間市の人口は、平成7年以降年々減少しており、平成52年には約12,000人になると予想されています。

また、人口を

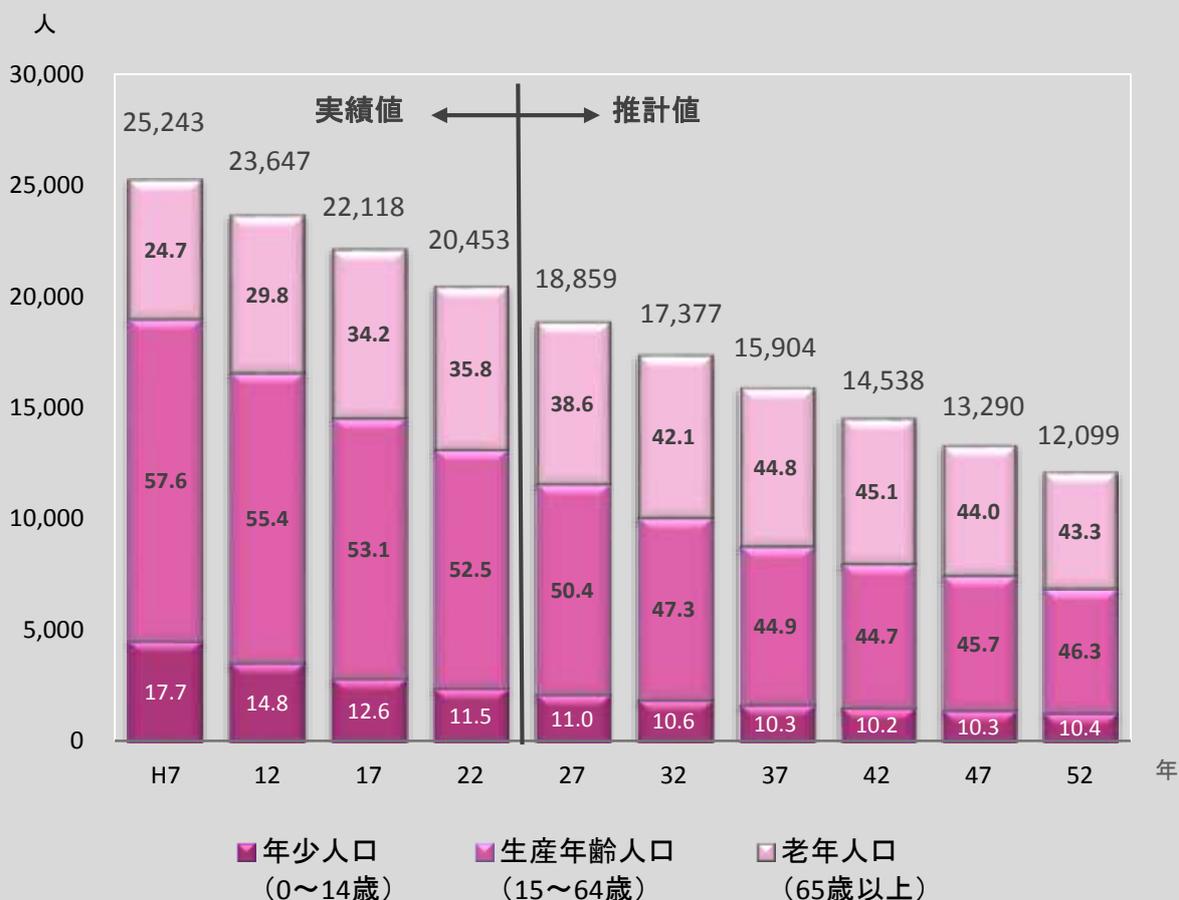
- ◎年少人口（0～14歳）
- ◎生産年齢人口（15～64歳）
- ◎老年人口（65歳）

の3区分に分けた推移をしてみると、下のグラフのようになります。

人口構成は年少人口と生産年齢人口が減少し、老年人口が増加していくと予想され、長期的には労働力不足の顕在化が懸念されます。

本市の高齢化率は全国平均より早いペースで進んでおり、平成22年の高齢化率は、35.8%となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後も本市の高齢化率は伸び続け、平成52年には43.3%の見込みとなっています。

◆年齢3区分別人口構成推移(串間市)

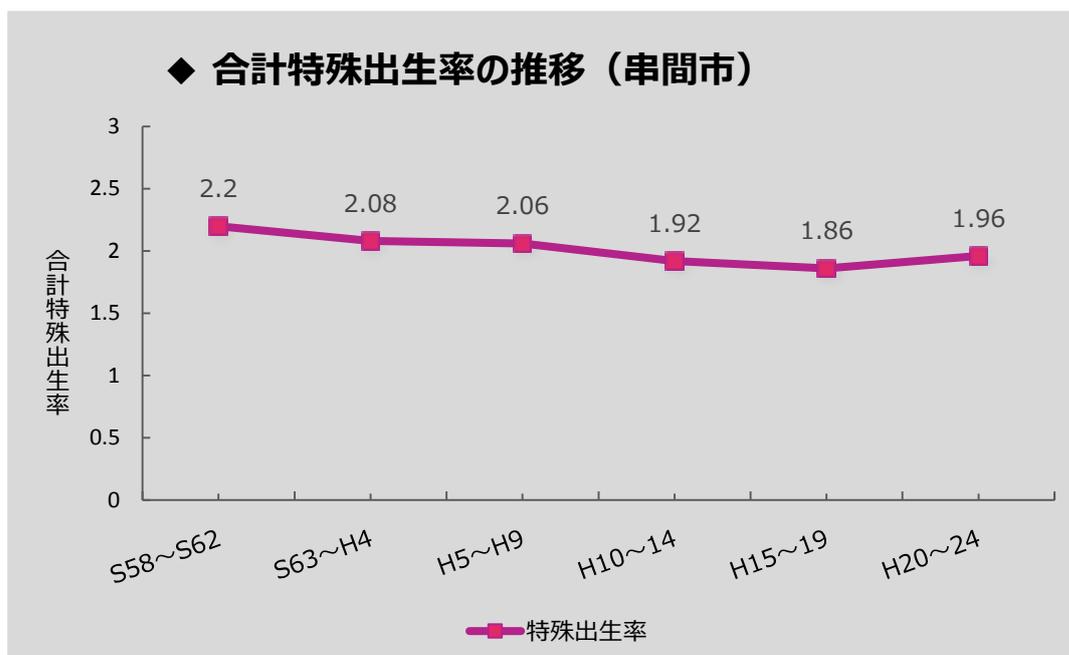


資料：平成22年までは総務省「国勢調査」

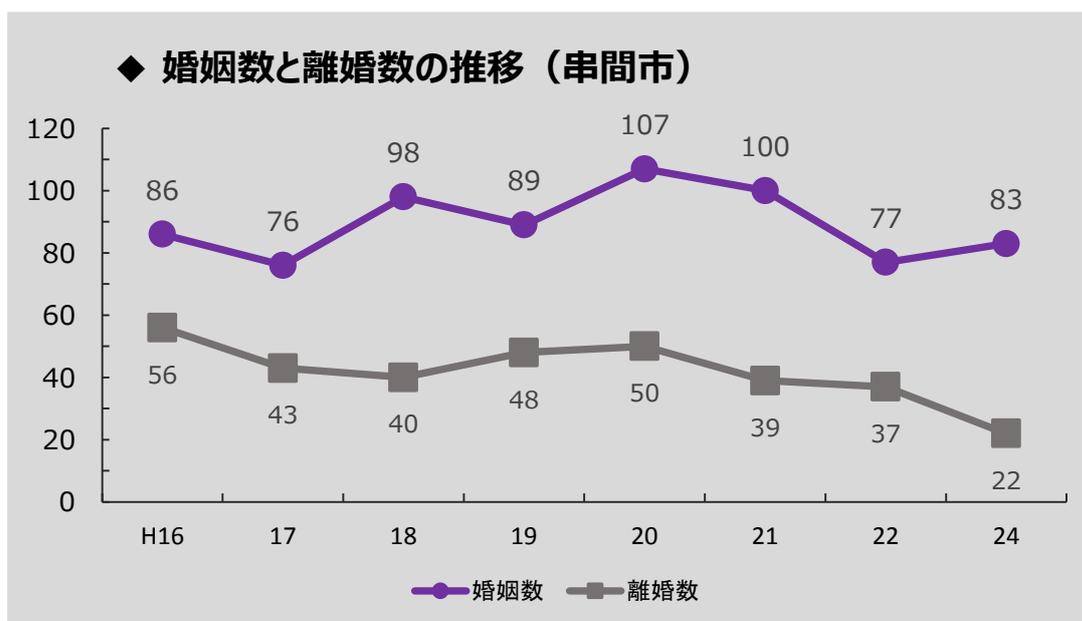
平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

串間市におけるひとりの女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」は、最も新しいデータで 1.96（平成 20 年～24 年における平均値、「人口動態保健所・市町村別統計」）と、全国平均の 1.38 と比べて高い水準にあります。

しかし、人口を維持するのに必要とされている 2.08 を下回り、本市においても少子化対策が必要です。少子化の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇のほか、ライフスタイルの多様化などがあると考えられています。



資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」（人口動態統計特殊報告）



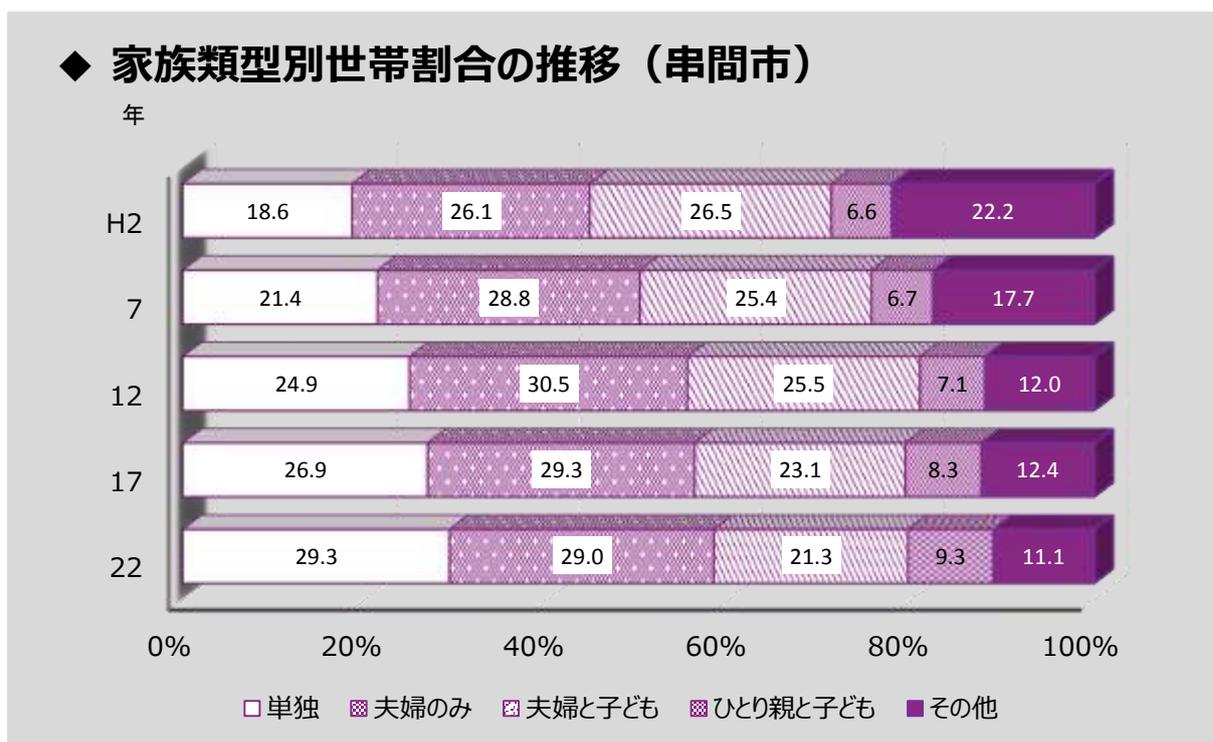
資料：総務省「統計でみる市町村のすがた」

※23 年はデータなし

(2) 家族形態や地域社会の変化

本市の家族構成は世帯規模の縮小が進行しており、単独世帯（ひとり暮らし世帯）や夫婦のみの世帯、また、ひとり親と子ども世帯も増加傾向にあります。

今後も単独世帯の占める割合が高くなることが予想され、地域における人間関係の希薄化の進行が懸念されます。



資料：総務省「国勢調査」

(3) ライフスタイルの多様化

内閣府が実施する「国民生活に関する世論調査」によると、昭和 53 年を境に物より心の豊かさに重きを置く価値観へと転じ、価値観も多様化してきました。

また、雇用形態においても、これまでは「終身雇用」「年功序列型賃金」が日本社会の中心システムとして機能していましたが、現在ではパートタイム労働者や派遣労働者、契約社員などの非正規雇用が増えるなど、『雇用形態の多様化』が急速に進展しています。

このように、働き方や価値観などの多様化に伴い、個人のライフスタイルも大きく変化しています。

(4) 経済の低迷と不安定な雇用情勢

今日の日本経済は、長引く経済の低迷から回復の兆しを見せつつあるものの、地方経済は依然として低迷を続けています。

そんな中、人口減少の進展や少子高齢化社会の到来に加え、価値観や雇用形態の変化、グローバル化などにより社会が大きく変化し、生活上の困難な状況におかれた人々が幅広い年代層に広がっています。しかしながら、性別の違いによっておかれている状況に違いがあり、相対的貧困率（等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したもの）では、ほとんどの年齢層において男性に比べ、女性の方でその割合が高くなっています。また、世帯類型別においても高齢単身女性世帯や母子世帯で割合が高い傾向が見られます。

このように、女性が貧困に陥りやすい背景の1つに『女性は非正規雇用が多い』という就業構造の問題があります。非正規労働者全体の処遇の改善を図るとともに、女性が結婚・出産・育児などのライフイベントに関係なく就業を続けられるよう『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）』の取り組みを推進する必要があります。

第3章 計画の内容

～基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり～

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

【現状と課題】

平成25年に市が行った男女共同参画に関する市民意識調査では、男女の平等感についてたずねた8項目—①家庭生活の場、②職場、③学校教育の場、④地域社会、⑤政治の場、⑥法律や制度の上で、⑦社会通念・慣習・しきたりなど、⑧社会全体—のうち、「学校教育の場」以外では男性優遇感を持つ人の割合が高い結果となりました。特に、男性優遇感が高かった項目は「社会通念・慣習・しきたりなど」で、全体の66%で男性優遇感があると回答しています（図1）。また、同調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてたずねたところ、全体では肯定派より否定派の方の割合が高くなっていますが、女性より男性の方で肯定する割合が高い結果となりました（図2）。

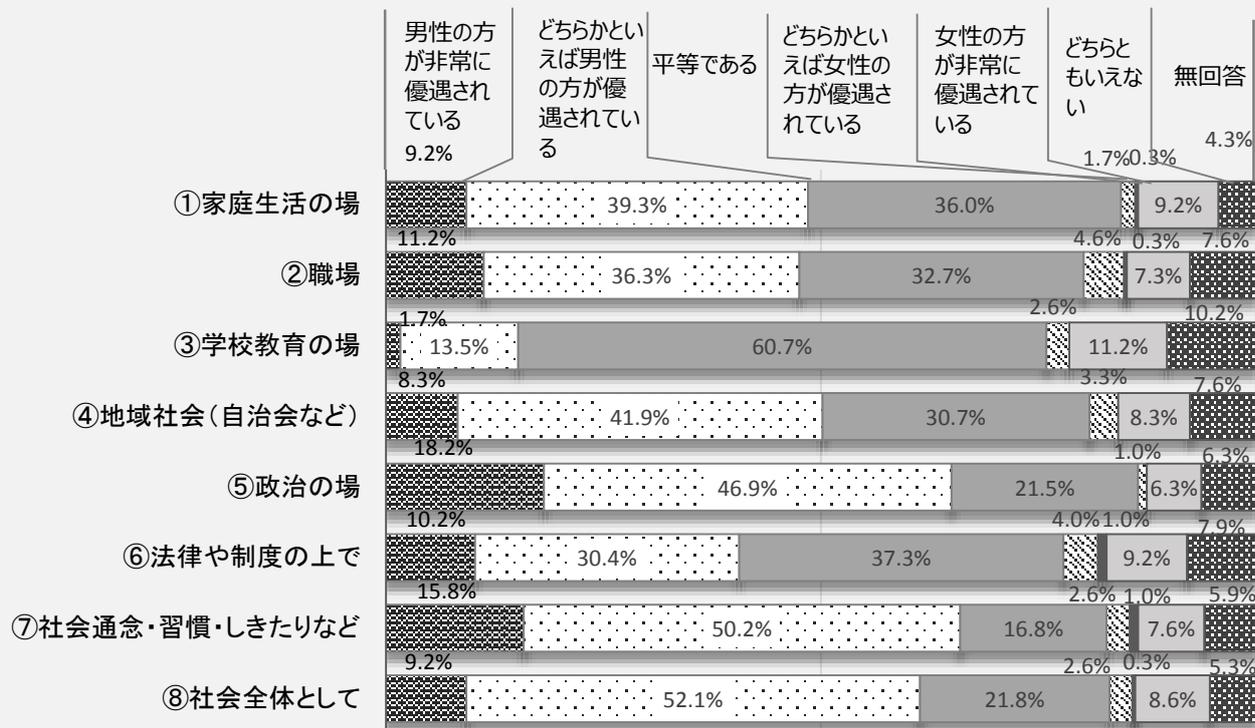
「男は仕事、女は家庭」という考え方は、『固定的性別役割分担意識¹』と呼ばれ、このような意識は人本来の個性や能力の発揮が妨げられるほか、多様な選択を阻害する要因となり、結果として個人の生き方が制約されることにつながります。このほか、職場や学校、地域における社会通念・慣習・しきたりなどで、多くの人が男性の方が優遇されていると感じており、男女の地位等の不平等感が存在していることも事実です。

こういった状況を解消するため、現在、私たちを取り巻く社会における社会通念や慣習、しきたりなどが性の違いにより不平等感をもたらしていないか、また固定的性別役割分担意識を助長するものではないかなどを見直す必要があります。

社会制度や慣行をこのような男女共同参画の視点でとらえ、見直されるべきとの気づきが市民の中に広がるよう、積極的な広報・啓発に取り組む必要があります。さらには女性の置かれている状況を客観的に把握できる調査を実施し、男女共同参画に関する気づきや意識変化の動向に応じた啓発に取り組むことが大切です。

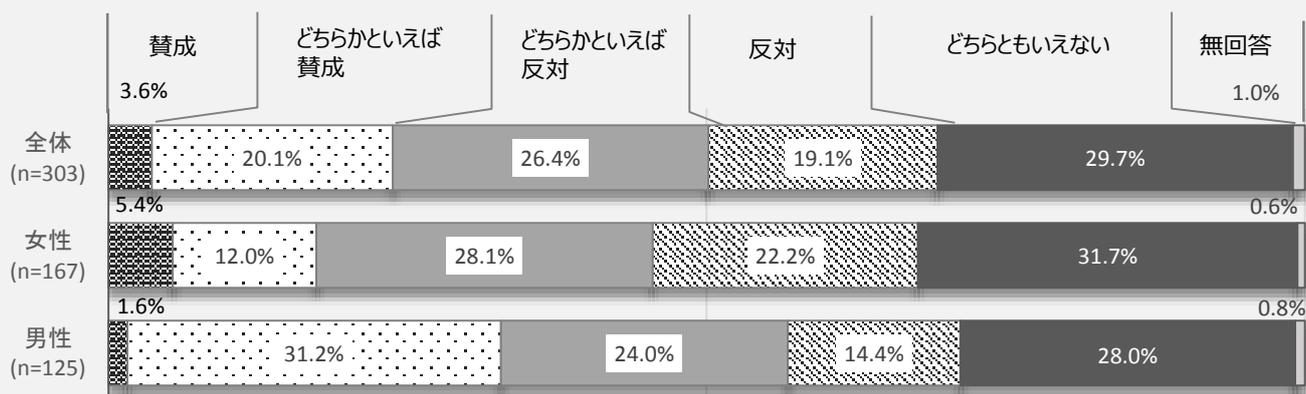
¹ 男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」などのように男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

図1 男女の平等感について



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図2 「男は仕事」「女は家庭」という考え方について



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

＜施策の基本的方向①＞

男女共同参画に関する意識や現状の把握

男女共同参画社会の形成を推進するため、市が施策を策定するにあたり必要な情報や、市民が男女共同参画への理解を深められるような情報等を収集し、施策に反映させるとともに、市民へ積極的に提供します。

また、本市の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。

施策の概要		具体的施策	所管課
1	男女共同参画に関する意識調査の実施	本市における男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。	総合政策課
2	調査・統計データの収集および活用	男女の置かれている状況を客観的に把握するため各種調査・統計データなどを収集し、施策に反映できるように庁内での情報の共有・提供に努めます。	総合政策課

＜施策の基本的方向②＞

固定的性別役割分担意識に基づく慣習・慣行の見直し

家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に、中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
3	意識改革のための情報発信	性別に基づく固定観念の解消に向け、男女共同参画に関する情報を発信し、意識改革のための啓発に努めます。	総合政策課
4	行事やイベント等における慣行の見直し	男女共同参画の視点に立ち、行事等における固定的な性別役割分担意識の見直しと意識改革を推進します。	関係各課

重点目標 2 男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発

【現状と課題】

平成25年に市が行った男女共同参画に関する市民意識調査において、男女共同参画に関する言葉の認知度についてたずねたところ、「育児・介護休業法」「男女雇用機会均等法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」など法令に関係する言葉については「良く知っている」と回答した人の割合が高い傾向にありました（図3）。

一方、「ジェンダー²（社会的・文化的につくられた性別）」「女性のエンパワーメント³（女性が力をつけること）」「固定的性別役割分担意識」などの言葉については、「良く知っている」と回答した人の割合が全体の1割未満にとどまっています。

このことは、男女の不平等の背景に「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的役割分担の考え方があるということが理解されていないことが考えられます。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会にするためにも、男女平等や人権尊重への理解を深めることが必要です。

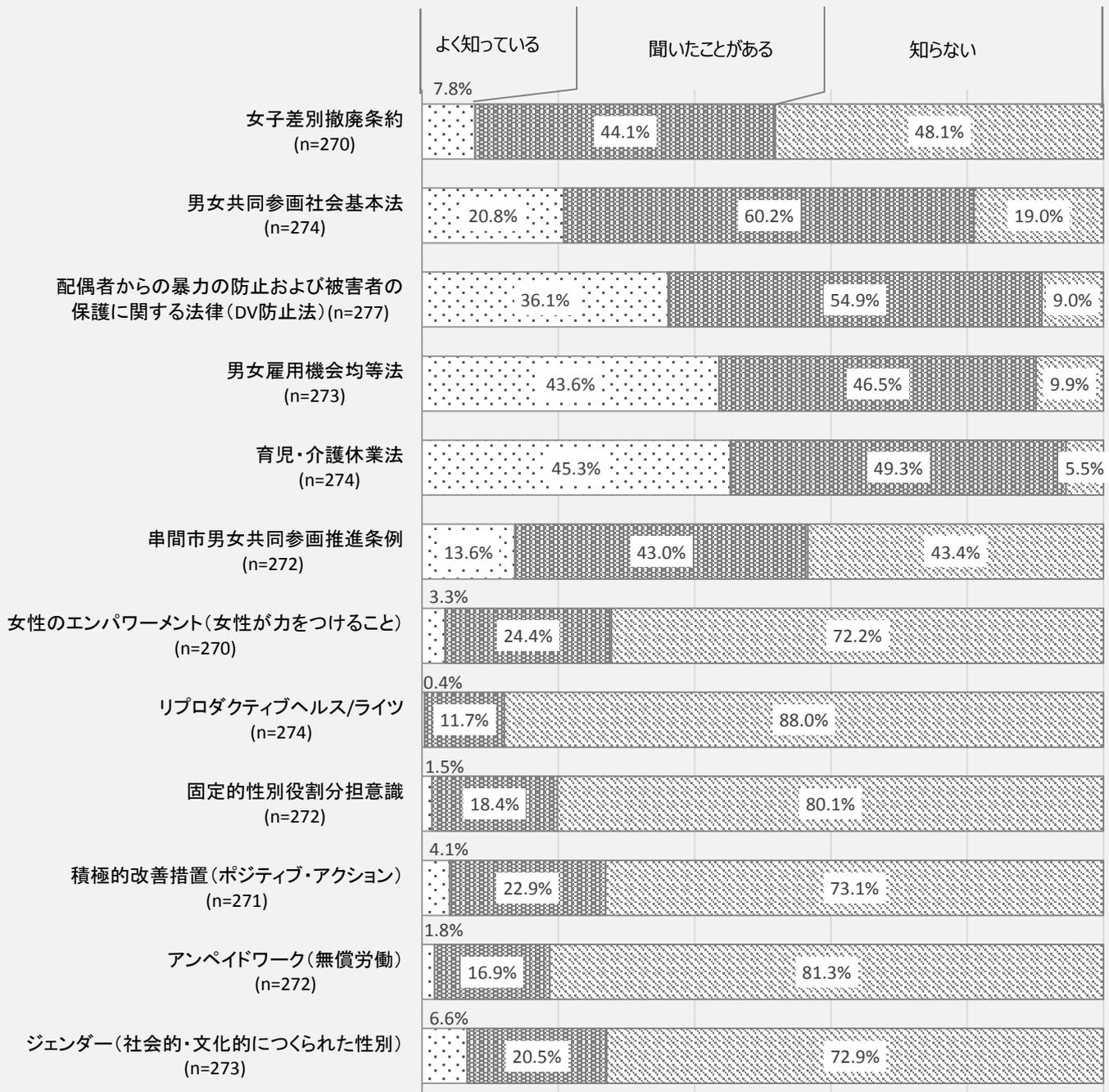
そして男女が性の違いで不平等な扱いを受けることなく、ともに充実した生活が送れるよう、自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応などに関するより正しい知識の浸透を図ることもまた重要です。

男女共同参画および人権尊重の意識を性別や年代を越えて深く根付かせるため、男女共同参画の理念などについて分かりやすい広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

² 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス）があるが、社会通念や習慣の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」がある。このような性別のことをジェンダーという。

³ よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身に付けること。

図3 男女共同参画に関する言葉の認知度について



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

<施策の基本的方向③>

男女共同参画の理解を深めるための広報・啓発

男女共同参画に関する理解を深めるとともに定着させるため、性別や年代にかかわらずあらゆる人を対象に、さまざまな機会を通じて広報・啓発活動を展開します。

	施策の概要	具体的施策	所管課
5	広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	広報くしまをはじめ、ホームページやフェイスブックなどのメディアを活用し、「男女共同参画週間」や「人権週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」などさまざまな機会をとらえ、男女共同参画の理解を深めるための普及啓発活動に取り組みます。	総合政策課

<施策の基本的方向④>

メディアにおける男女の人権の尊重

さまざまなメディアから発信される情報は、一人ひとりの考え方や生き方の選択に影響を及ぼすことから、公的広報・出版物における表現が男女共同参画の視点に立ったものとなるよう配慮します。

	施策の概要	具体的施策	所管課
6	広報紙等における表現への配慮	市の作成する広報紙や文書等において、性別に基づく固定観念にとらわれることなく、男女の人権が尊重されたものとなるよう表現に配慮します。 また、各課等で作成する文書においても、表現への配慮を促します。	総合政策課 全課

重点目標 3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

家庭や職場、学校や地域など、私たちの周りには多様な社会があり、そしてさまざまな人との関わりにあふれています。あらゆる場面で人は多くの影響を受け、気づきや学びを繰り返していくものです。このことから家庭や職場、学校や地域などにおける人権尊重の意識や男女共同参画に対する理解が大切であり、より一層の浸透を図るための教育・学習が必要です。

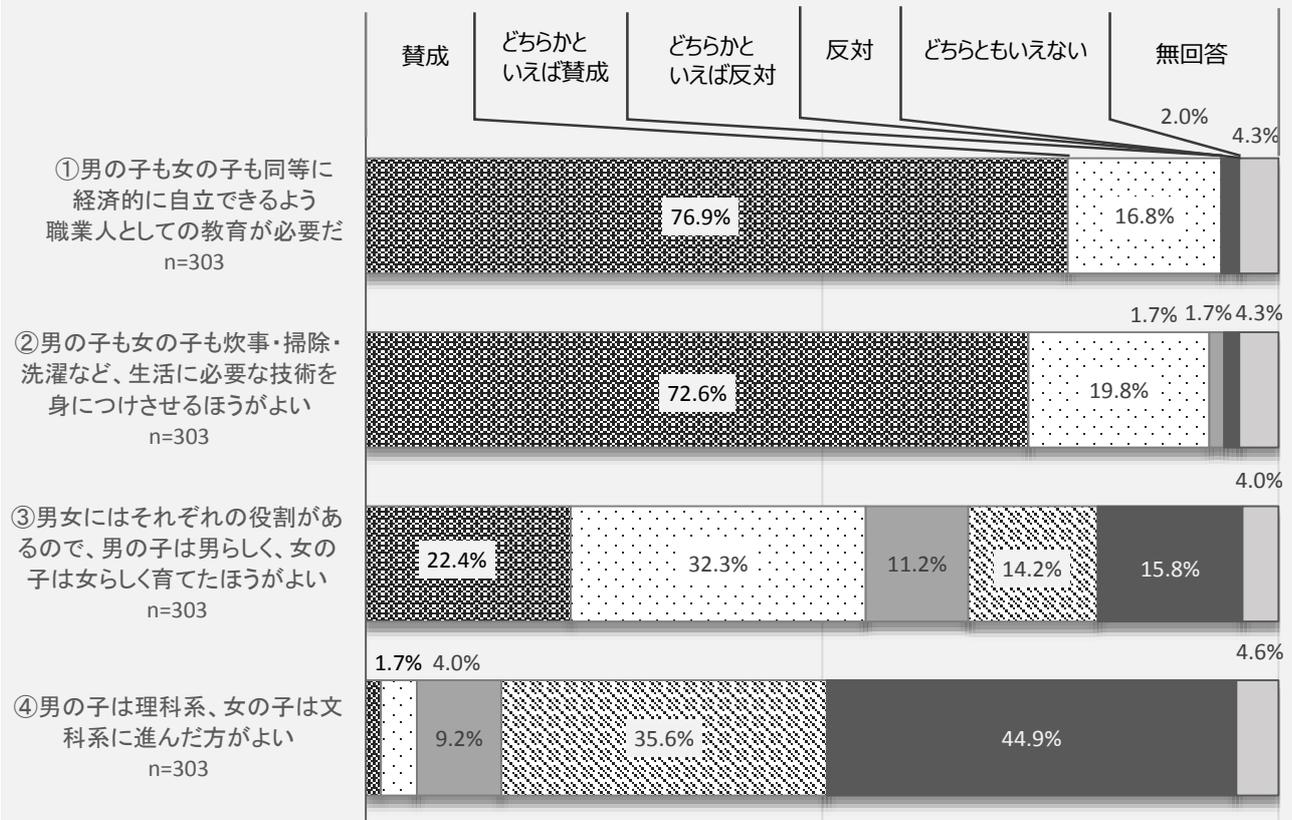
中でも、家庭教育は乳幼児期の親子の絆の形成に始まる家族とのふれあいを通じ、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。特に家庭教育に関する学習機会のより一層の充実が必要であるといえます。

平成 25 年の市民意識調査において子どものしつけや教育についてたずねたところ、「男の子も女の子も同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要」および「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身に付けさせるほうがよい」との考え方に「賛成」する人の割合が高く、全体の約 9 割を占める結果となりました。このことは、多くの人が子どもに対し、性別に関係なく個人として「自立の意識」を育む教育を望んでいることを示しています。

一方で、「男女にはそれぞれの役割があるので、男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」という考え方については、賛成と回答した人の割合が約 55%、反対と回答した人の割合が約 25%と依然として固定的性別役割分担意識が根強いことを示す結果が出ています（図 4）。

子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためには、学校や家庭において「固定的性別役割分担意識」を根付かせない教育が大切です。さらには、あらゆる年代において、男女がそれぞれの個性と能力を発揮することができ、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたる多様な学習の機会が確保されることが必要です。

図4 子どものしつけや教育について



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

<施策の基本的方向⑤>

多様な選択を可能にし、個性を尊重する教育・学習の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに自らの個性と能力を發揮し主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた生涯学習や能力開発を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
7	市職員研修の実施	男女共同参画への理解を促し、各施策に男女共同参画の視点や配慮を反映させることができるよう、市職員を対象に職員研修を実施します。	総合政策課
8	職場体験やインターンシップの機会の提供	児童生徒が自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく進路や職業を選択する能力を身に付けられるよう、職場体験やインターンシップなどの機会の提供に努めます。	総務課
9	生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	公民館講座において、男女のニーズに対応する学習や能力開発の機会を提供します。	生涯学習課

＜施策の基本的方向⑥＞

家庭や地域における教育・学習の推進

家庭や地域において、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女共同の形成を図り、多様な生き方を可能にするため、教育・学習の推進を図ります。

施策の概要		具体的施策	所管課
10	男女共同参画推進リーダーの設置	各自治会や経済団体等に男女共同参画推進リーダーを設置することで、人権尊重を基盤にした男女平等意識の浸透を図ります。	総合政策課
11	各種セミナーの開催	あらゆる人権の尊重や男女共同参画に関する理解を深めるため、啓発セミナーを開催します。	総合政策課
12	セミナー開催における配慮	市民向けセミナー等を開催する際には、多くの人に参加していただけるよう、開催の時間帯や一時保育の開設などの配慮を行います。	総合政策課 関係各課
13	男性の家事への参画を推進する取り組み	男性の家事への参画を推進するため、意識改革に向けた啓発や男性のための各種講座を開催します。	総合政策課 医療介護課
14	高齢者学級等の機会を利用した学習の推進	高齢者を対象とした学級講座などにおいて、男女共同参画の視点に立った講座の運営を行います。	生涯学習課
15	家庭教育学級における学習の推進	市内の小中学校において、学校単位に家庭教育学級を設置し、保護者などが男女共同参画について正しい理解と認識を深める機会となるよう、組織的な学習を行います。	生涯学習課
16	地域活動等における学習機会の提供	自治公民館活動やP T A活動等において、男女共同参画への理解を深めるための学習の機会を提供します。	生涯学習課

重点目標 4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

【現状と課題】

地域における経済の発展や多様化する課題を解決するためには、地域のあらゆる分野の企画・方針決定の場にさまざまな立場や考え方を持つ人や生活者の声を反映していくことが重要です。

本市の人口は、平成26年11月1日現在で19,202人（総合政策課「現住人口」）となっており、そのうち女性の人口は10,305人で全体の約54%を占めています。地域社会のあらゆる場面において、女性も男性もそれぞれに何らかの役割をともに担っています。

しかしながら、平成26年4月1日現在における本市審議会等の女性委員の割合は30.3%、市内153地区の自治会長における女性の割合は2.0%と低値にとどまっており、本市における政策や方針決定過程の場における女性の参画の状況は十分とは言えない状況です（図5）。

このような状況を改善するためには、男性と女性、双方の意識改革と女性進出のための環境整備が必要です。特に「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識は改める必要があります。このような考え方は、ともすれば、男性にとっては多くの責任を負わされることにより、家庭より仕事へのウエイトが多くを占めるようになりかねず、女性にとっては自立の意識が薄れるとともに社会と関わる機会が阻害される要因になりかねません。

男女がともに責任も分かち合い、その個性と能力を発揮し多様性に富んだ社会にするためにも、女性が社会進出することへの理解促進の啓発や人材の掘り起し、また人材育成のための取り組みが必要です。

図5-1 審議会等委員における女性比率（地方自治法第202条の3に基づく）

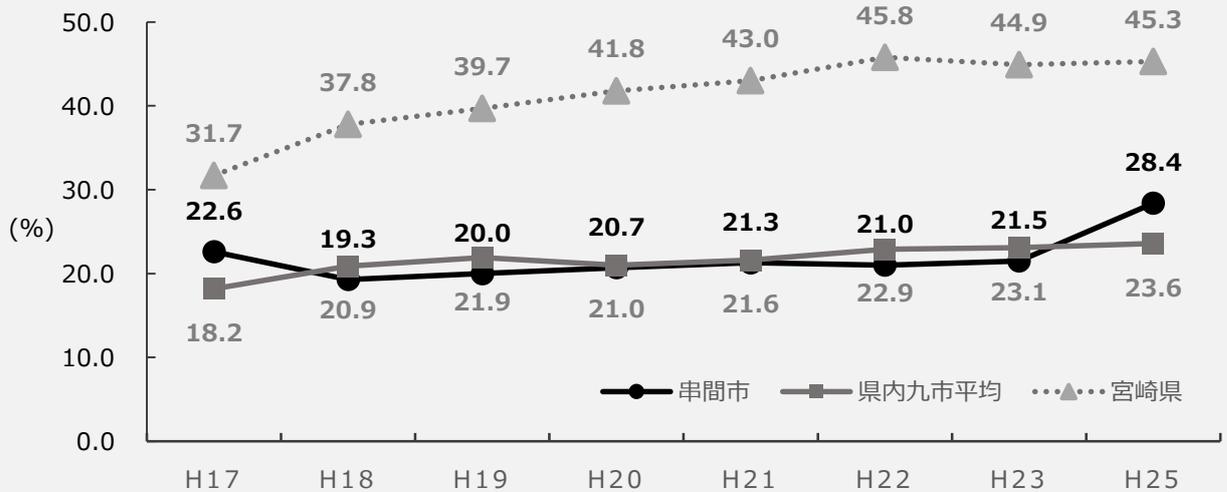


図5-2 自治会長における女性比率

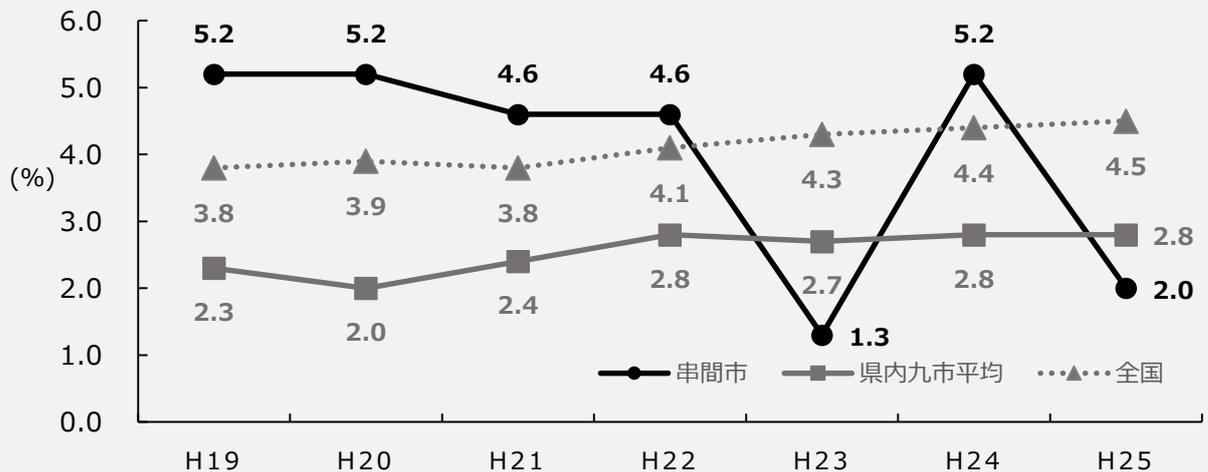
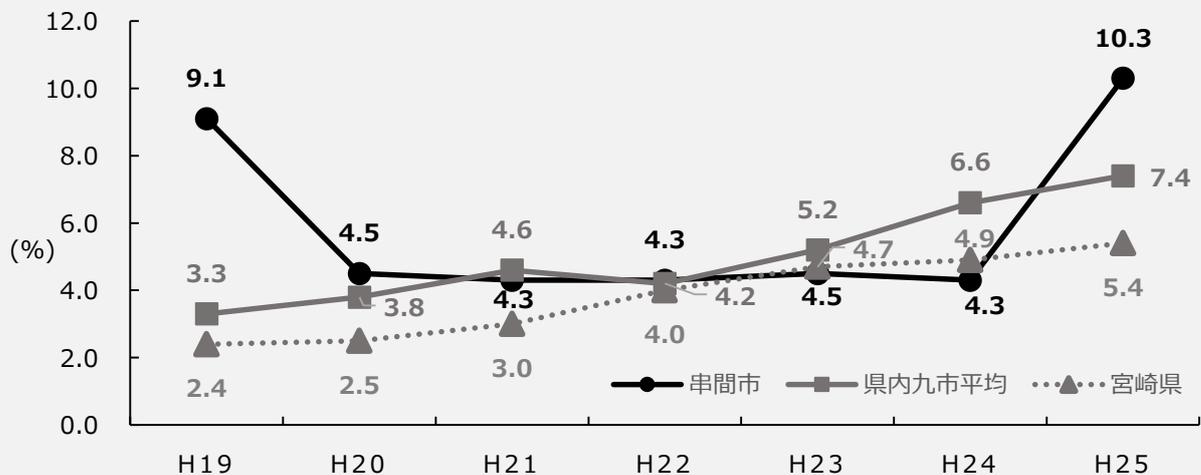


図5-3 市管理職における女性比率



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策の進捗状況」

＜施策の基本的方向⑦＞

政策・方針決定過程への女性参画の推進

行政のあり方や施策などは、市民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、男女双方のニーズが適切に反映されるよう、その施策・方針決定過程への女性参画を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
17	審議会等における女性参画の推進	審議会等への女性参画を推進するため、委員の選任にあたっては要件の見直しを行うほか、委員の推薦を依頼する団体に対し、協力を要請するなどの働きかけを行います。	総合政策課 関係各課
18	公募制による市民参画の推進	性別にかかわらず多様な意見を市政に反映させるため、各種委員等について広く公募し、市民参画を推進します。	関係各課
19	各種団体への女性参画の働きかけ	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広げ、女性の積極的な参画を推進します。	関係各課

＜施策の基本的方向⑧＞

女性の人材育成

女性の能力開発を支援し、人材の育成を図るため、様々な学習の機会について情報提供するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。

また、女性の社会参画を推進するためには、女性自身の意識改革が必要なことから、女性の積極性を育むような学習の機会を提供します。

施策の概要		具体的施策	所管課
20	地域若年層における多様な人材の育成	郷土づくりに資する人材育成のため、主に若年層を対象に研修等の機会を提供します。	総務課
21	男女共同参画の視点に立った市職員研修の実施	多様な研修の機会を提供している市職員研修事業の中で、女性が自分らしい働き方を主体的に設計できるようなテーマを設定するとともに、受講しやすい環境整備を行いながら能力開発を推進します。	総務課
22	能力開発講座等の情報提供	男女共同参画センターや市民活動交流センターなどが行う男女のニーズに応じた各種能力開発講座について市民へ情報を提供し、参加を促進します。	総合政策課
23	女性団体等への支援	各種助成を行うことにより、女性団体等の活動支援や人材の育成を行います。	商工観光スポーツ ランド推進課 農業振興課 農地水産林政課

重点目標 5 男女がともに能力を発揮できる就業環境の整備

【現状と課題】

私たちの生活の根幹をなすものの1つが就業です。就業は生活を大きく支える経済的な基盤であるとともに、社会への貢献や個人としての自己実現を達成するための1つの要素でもあります。また、就業者という視点では地域経済の発展や活性化の担い手であるといえます。

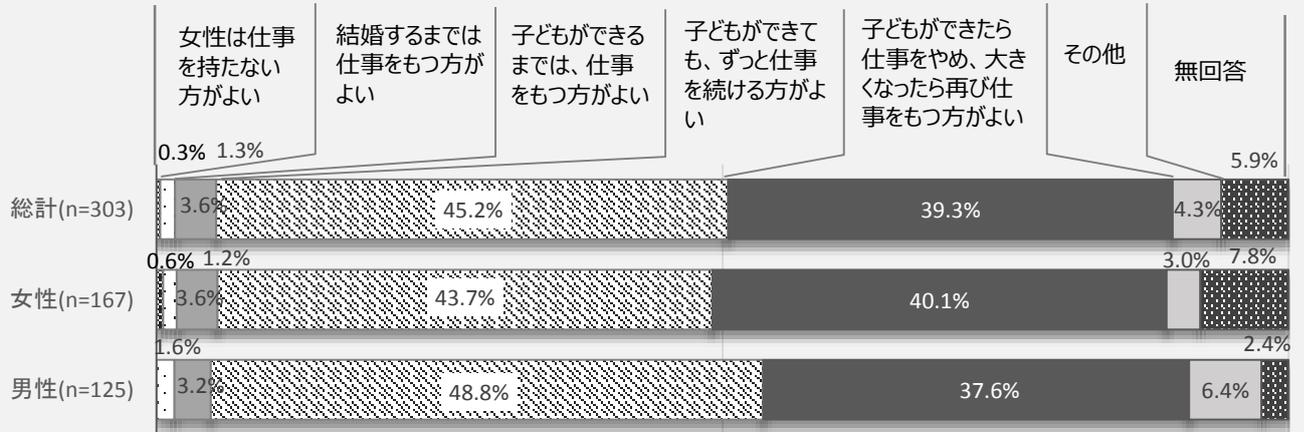
しかし、少子高齢化の進展と人口減少に伴い労働力人口の減少が懸念され、経済成長力の低下を招かないためにも、若者、女性、高齢者など潜在的な能力を有する人々の労働市場への参加促進が不可欠です。

また、平成25年の市民意識調査において「女性の就業についての意識」についてたずねたところ、最も回答率が高かったのは「子どもができて、仕事を続ける方がよい」との回答で、全体の45%を占めています（図6）。また、同調査における「男女共同参画社会の実現のために市が力を入れたら良いと思うこと」については「働きやすい職場環境の整備」が最も多く、全体の約5割を占める結果となりました（図7）。

制度上では、男女雇用機会均等法や育児介護休業法の改正など、女性の就業環境は整備されてきましたが、本市における市民意識調査では「職場における男女差」について、「賃金」や「昇進・昇給」、「能力評価」の面で男性が優遇されていると感じている人の割合が全体の3割以上を占めているのが現実です（図8）。

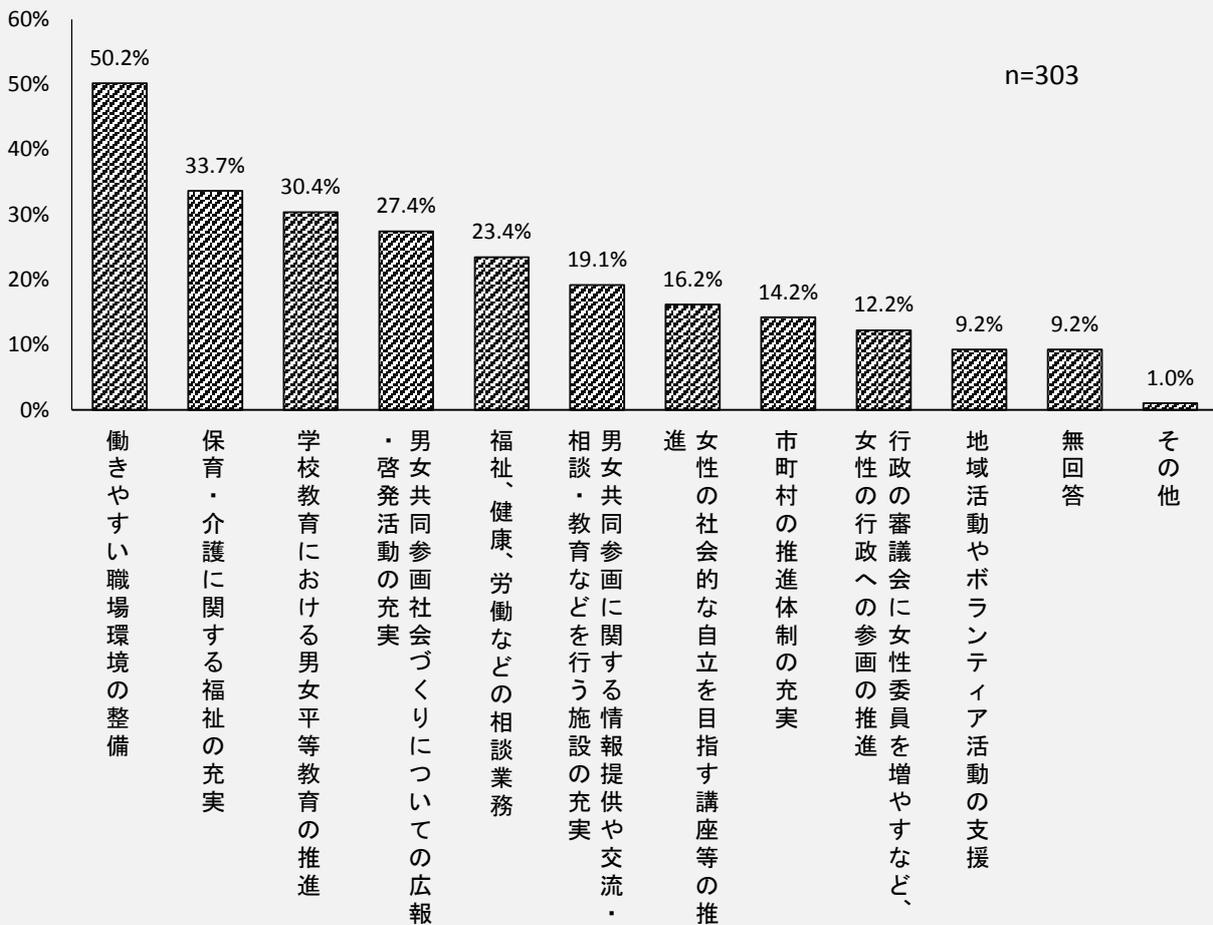
このようなことから、男性も女性も性別に関係なく、一人の個人としてその個性と能力が発揮できる就業環境の整備が必要です。さらには雇用の分野だけでなく、本市の基幹産業である農林水産業や商工業などの自営業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力が発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

図6 女性の就業についての意識



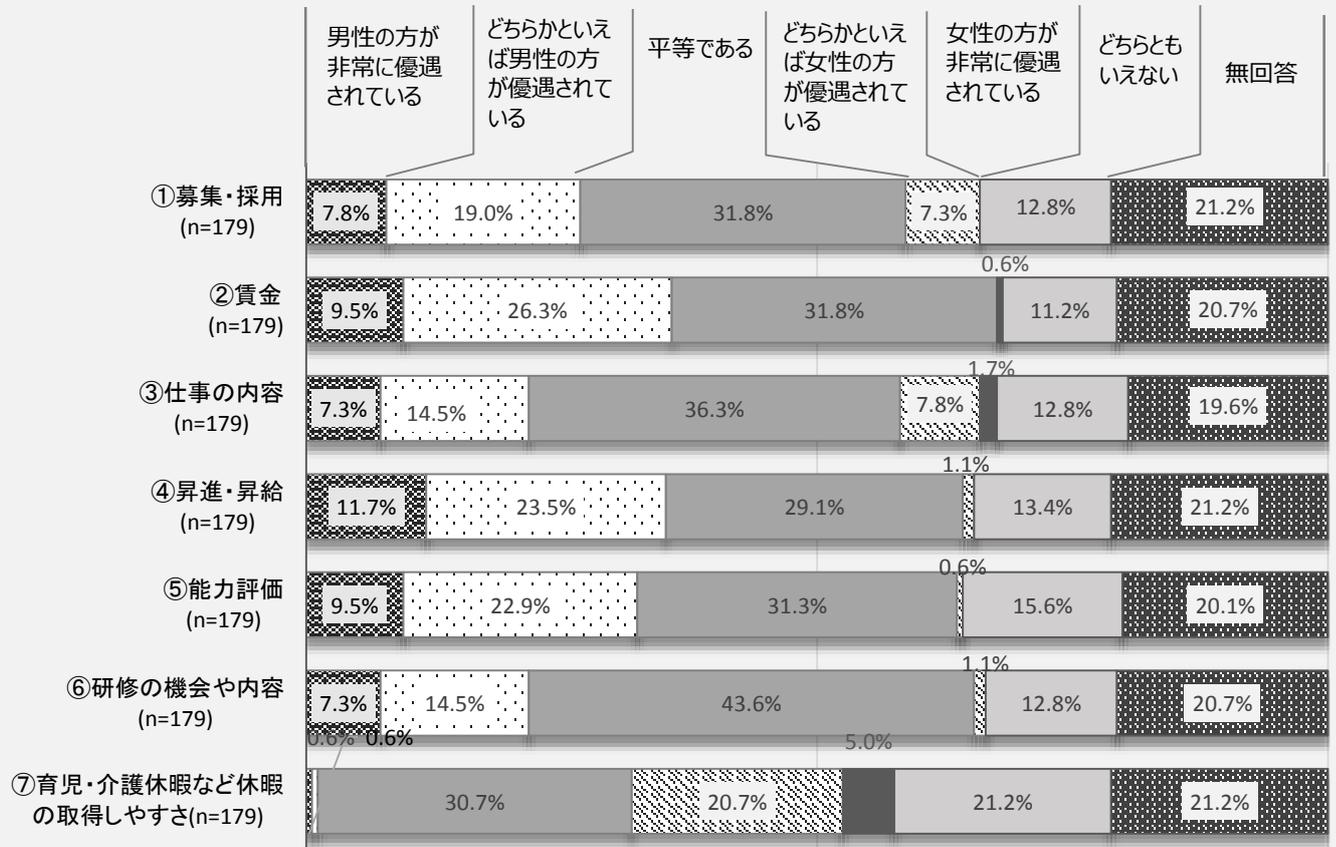
資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図7 男女共同参画社会実現のために市が力を入れたら良いと思うこと（複数回答）



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図 8 職場での男女差



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

＜施策の基本的方向⑨＞

雇用の分野における男女の均等な機会の確保

雇用の場における男女の均等な機会と待遇が確保されるよう、関係法令等の幅広い周知に努めます。また、多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な処遇と労働条件が確保されるよう啓発に努めます。

施策の概要		具体的施策	所管課
24	男女雇用機会均等法の趣旨の普及・啓発	男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう普及・啓発に努めます。	商工観光スポーツランド推進課
25	就職に関する情報提供	ハローワークなどの関係機関と連携し、若年層や離職者への就職説明会の実施や求人情報等の情報提供を行います。	商工観光スポーツランド推進課
26	職業訓練に関する情報提供	安定した就労、職域拡大のため職業訓練に関する情報提供を行います。	商工観光スポーツランド推進課
27	労働者に対する相談窓口の周知	関係機関と連携を図り、相談窓口に関する情報提供を行います。	商工観光スポーツランド推進課
28	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ⁴ の普及・啓発	国などが発行するポスターやパンフレットの掲示及び配布により、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発に努めます。	総合政策課 商工観光スポーツランド推進課
29	育児・介護休業制度の利用促進（市職員）	多様な働き方の選択が尊重されるよう、女性だけでなく男性も育児・介護休業制度が利用できるよう市職員の職場環境の整備を図ります。	総務課
30	セクシュアル・ハラスメント ⁵ 防止に向けた啓発	事業所や地域社会、教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	総合政策課 商工観光スポーツランド推進課 学校政策課
31	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、職員研修を実施するとともに、相談窓口の充実を図ります。	総務課
32	市役所庁舎内環境の整備	赤ちゃんへの授乳やおむつ換えなどに必要なスペースや職場環境整備のため、更衣スペース等の配置について検討します。	財務課

⁴ だれもが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などさまざまな活動を、人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。

⁵ 継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。雇用関係間のみならず、さまざまな生活の場で起こり得る。

＜施策の基本的方向⑩＞

農林水産業・商工業等自営業分野における就業環境整備と女性参画の推進

農林水産業や商工業等の自営業分野における就業環境の整備と女性参画を推進するため、研修機会の提供や就業環境の整備を促進するとともに、経営等の方針決定過程への参画を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
33	家族経営協定 ⁶ 締結の推進及び啓発	男性も女性も性別にかかわらず、すべての家族構成員の労働が適正に評価されるよう、家族間の役割分担や就業条件を明確にする家族経営協定の推進に努めます。	農業委員会
34	女性農業者組織への支援	研修会の開催や食を通じた地域交流の企画・運営など女性農業者組織の活動を促進します。	農業振興課
35	酪農業における就業環境の整備	酪農ヘルパー組織の活動を支援し、女性農業者が活動の範囲を広げることができる定休型酪農の実現を図ります。	農業振興課
36	起業家に向けた情報提供	商工会議所などの関係機関と連携し、起業に向けた知識習得の機会や支援制度などについて情報を提供します。	商工観光スポーツランド推進課

⁶ 家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境について、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めること。

重点目標 6 男女がともに参画できる地域活動の推進

【現状と課題】

私たちの暮らす地域は美しい海と緑あふれる山に囲まれ、この豊かな自然は変わることなく先人より脈々と受け継がれて来ました。一方で、地域社会を取り巻く環境は人口の減少、高齢化・過疎化が進むなど、大きく変化しています。このような変化に伴い、地域は一次産業の担い手不足や商店街の衰退、家庭での介護・育児の困難、単身世帯の増加による人間関係の希薄化など多くの課題を抱えています。

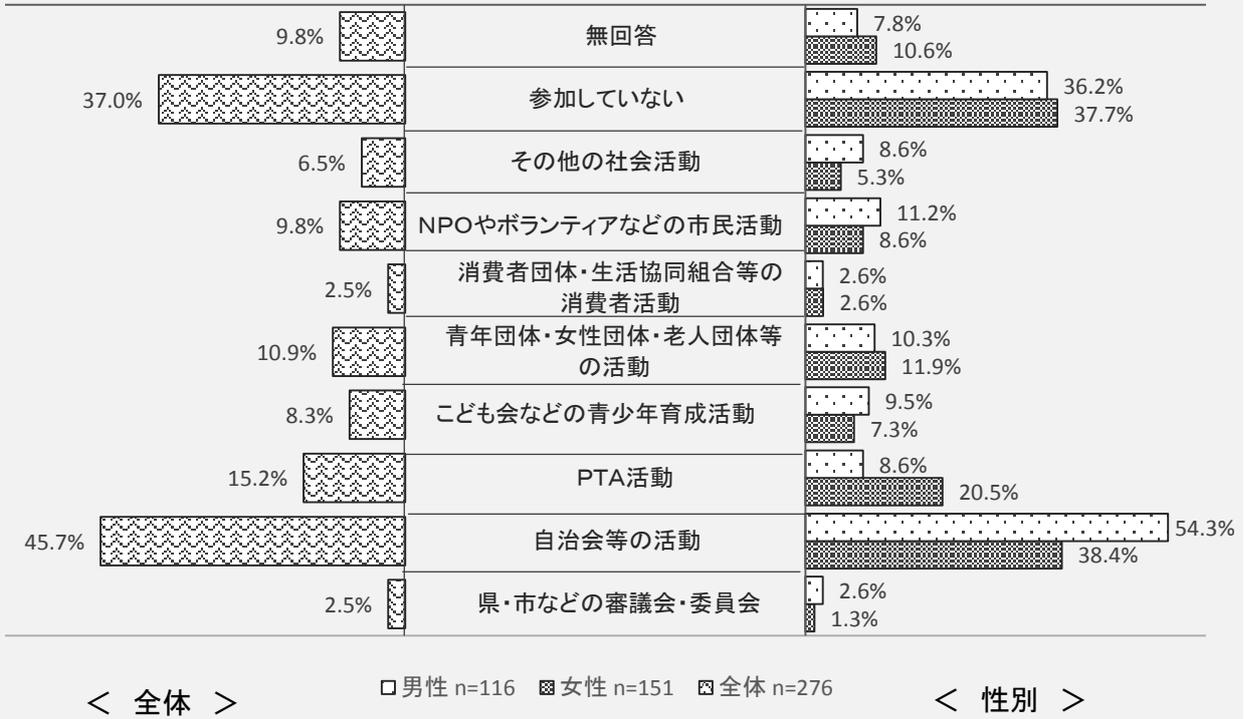
このように、多様化かつ複雑化する地域課題を解決するためには、行政だけで対応することは難しく、自治会やボランティア団体、青年団体など地域に根ざした多様な市民との協働によりまちづくりを展開する必要があります。

市民意識調査における市民の「地域活動への参加」の状況では、自治会等の活動(46%)が最も多く、次いで参加していない(37%)との回答が多い結果となりました(図9)。

また、同調査における「地域社会での慣習等」については、「集会でのお茶くみ、調理等は女性がする」や「役員や催し物の企画などの決定は主に男性」、「祭りや葬儀などは男性が取り仕切る」などの回答が多くなっており、性別による固定的な役割分担意識が依然として根強く残っていることが分かります(図10)。このような慣習や慣行は、多様な意見が活動に反映されないだけでなく、ともすると地域活動への参加の機会を阻む要因ともなりかねません。

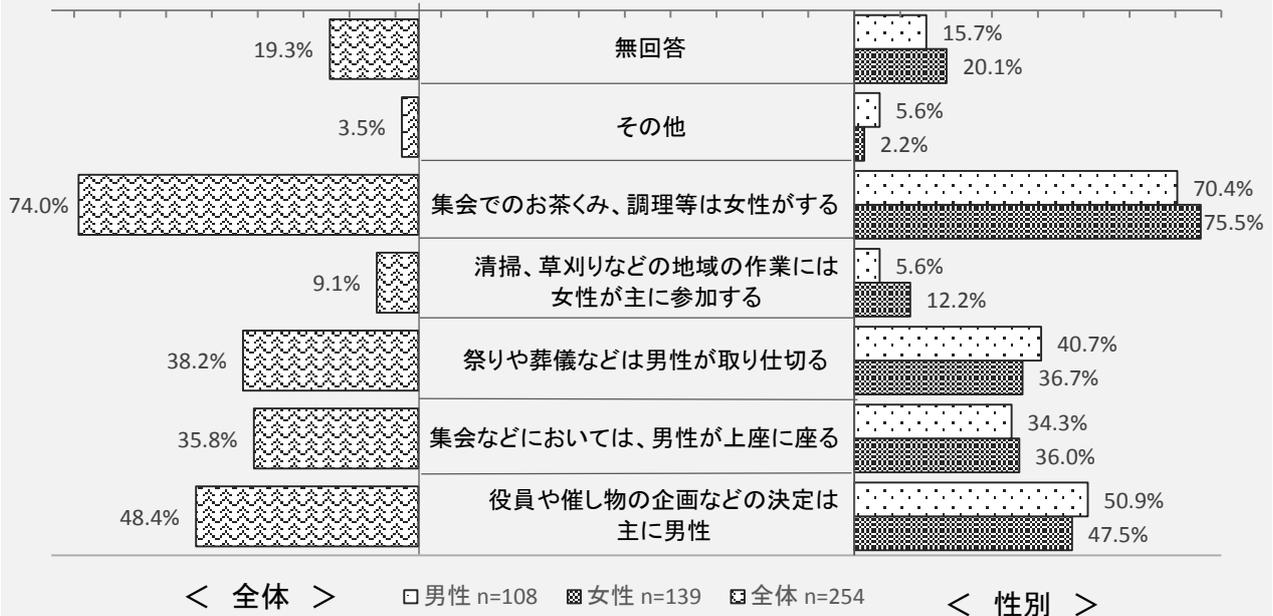
地域課題解決の重要な要素である地域づくり活動を多様な広がりとするためにも、男女共同参画意識の醸成を図り、まちづくりの担い手となる市民活動団体等の育成・支援に取り組む必要があります。

図9 地域活動への参加



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図10 地域社会での慣習等



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

＜施策の基本的方向⑪＞

地域における男女共同参画推進の基盤づくり

地域活動の分野においても、固定的性別役割分担意識が解消され、男女がともに同じ立場で参画できるよう、意識啓発など環境づくりに取り組みます。

	施策の概要	具体的施策	所管課
10 ※	男女共同参画推進リーダーの設置（※再掲）	自治会や主な経済団体に男女共同参画推進リーダーを配置し活用することで、男女共同参画社会実現に向けた機運の醸成に取り組みます。	総合政策課
37	自治会活動における男女共同参画の推進	地域づくりの根幹である自治会活動にだれもが参加でき、より広がりをもった活動となるよう固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行の見直しを進めるとともに、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。	総合政策課

＜施策の基本的方向⑫＞

多様な主体との協働によるまちづくりの推進

性別や世代を越えて多様な立場の人々が地域コミュニティ活動に参画し、地域を支える担い手として活躍できるよう、市民活動の推進に取り組みます。

	施策の概要	具体的施策	所管課
38	まちづくりへの理解を促進する学習機会の提供	まちづくりや協働についての理解を深めるための啓発セミナーを開催します。	総合政策課
39	市民活動を支援する中間支援組織の充実	性別にかかわらず、さまざまな市民団体等の活動を支援するため、中間支援組織「くしま市民活動交流センター」の機能充実を図ります。	総合政策課
40	まちづくりへの市民参画の促進	市民による自発的かつ自主的な活動に支援するとともに、多様な主体との協働によるまちづくりを推進することで、あらゆる市民のまちづくりへの参画を促進します。	総合政策課

重点目標 7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【現状と課題】

仕事と生活の調和とは、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護などの家庭生活のほか地域活動や自己啓発など個人の時間を持ち、仕事と生活をバランスよく両立させることです。

しかしながら、現実の社会には安定した仕事に就けず、経済的に自立することが困難であったり、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない状況もみられるなど、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩み、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

全国における労働力率の現状を年齢階級別にみると、女性では30歳代を底としたM字カーブを描いていますが、男性には大きな変化は見られません。また本市における女性の労働力率では、全国で見られたようなM字のくぼみは見られない結果が出ています（図11）。このことは、全国的には結婚・出産・子育て期において就業を一時中断する女性が多いものの、本市では子育て期においても就業を継続している女性が多いことが分かります。

また、市民意識調査において、「家庭生活での夫婦の役割分担状況」についてたずねたところ、「家事（掃除、洗濯、食事の支度など）」や「日々の家計の管理」については全体の約80～90%以上が「主に妻が負担している」と回答している一方、「家計を支える」については全体の65%で「主に夫が負担している」と回答しています（図12）。

このことから、本市においては家庭における家事や育児などを女性が多く負担する一方で、就業を続けているという状況にあり、仕事と生活の調和のためには、固定的性別役割分担意識の解消や男性の家事や育児・介護への参加を積極的に推進していく必要があります。

また、上記調査における「仕事と生活の調和のために必要なこと」については、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要との回答が最も多く、次いで「労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及」や「給与等の男女間格差の解消」が必要などの回答が多くなっています（図13）。

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、個人の意識改革に向けた啓発とともに、子育てや介護などへの支援策との緊密な連携を図った取り組みや、多様で柔軟な働き方を可能とする制度の利用促進に向けた取り組みを推進していく必要があります。

図 11 男女別年齢階級別労働力率（本市・全国の比較）

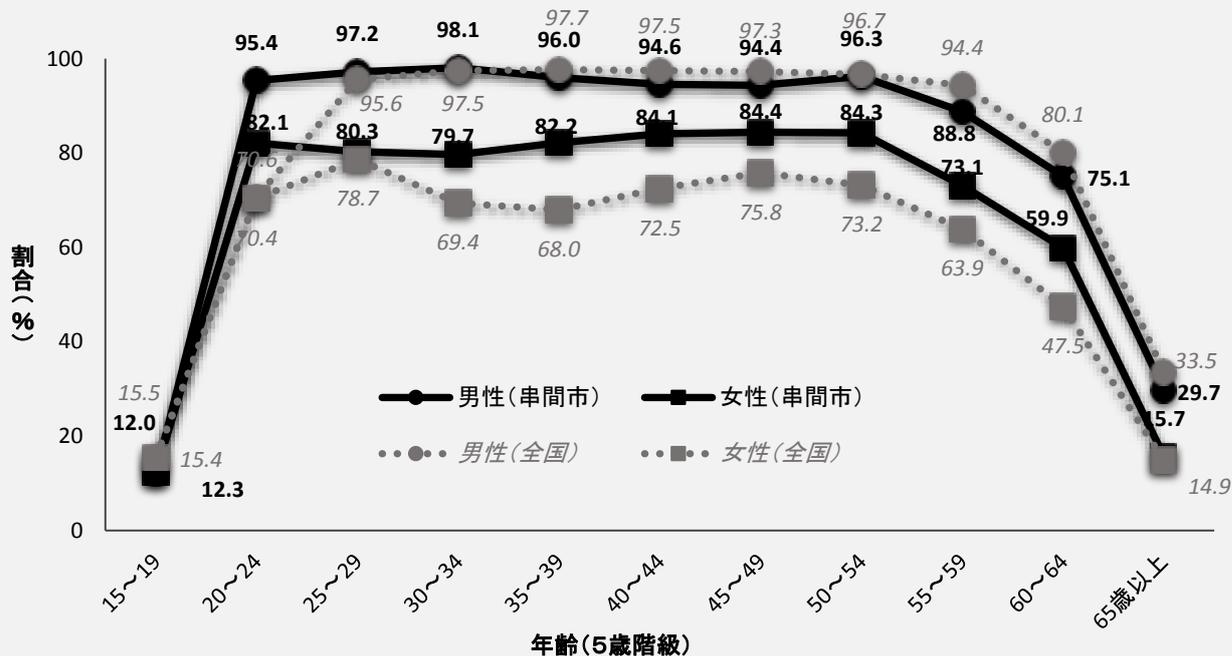
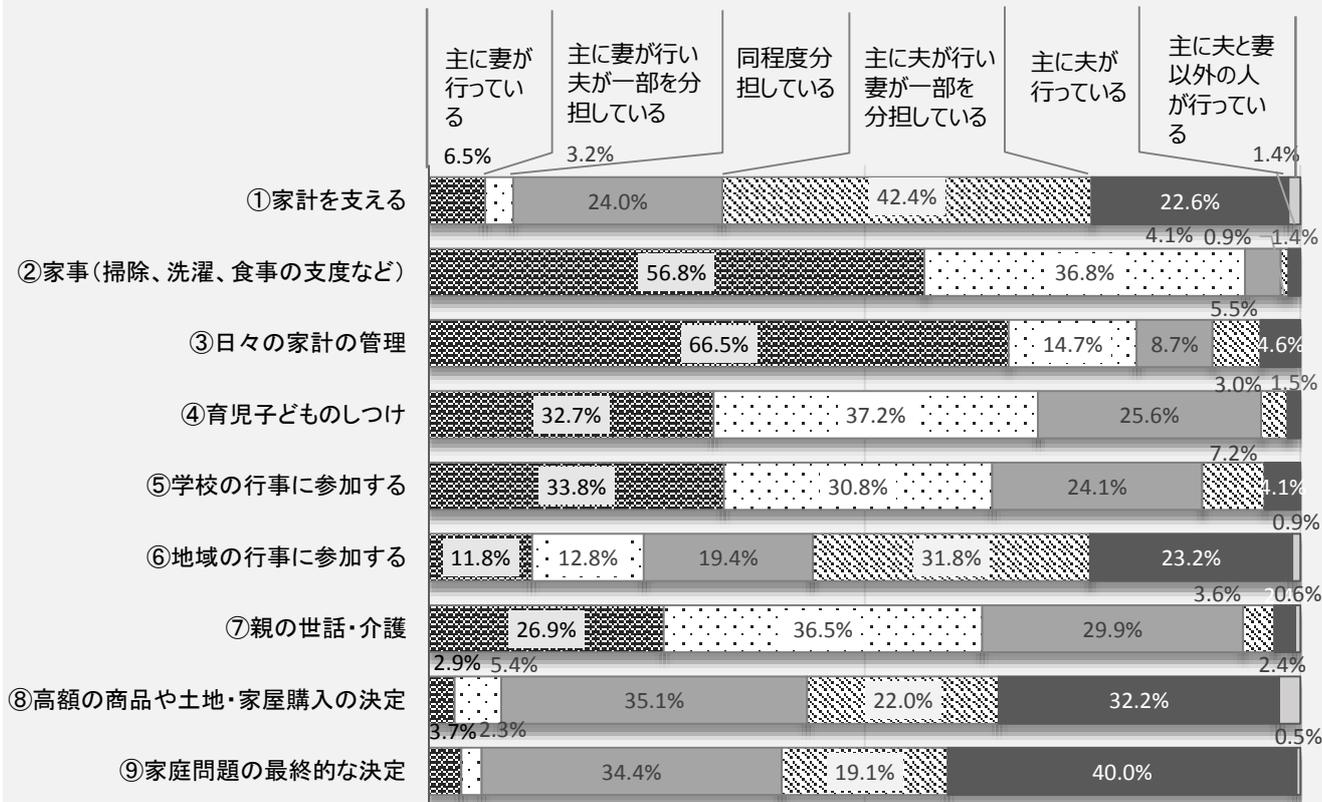
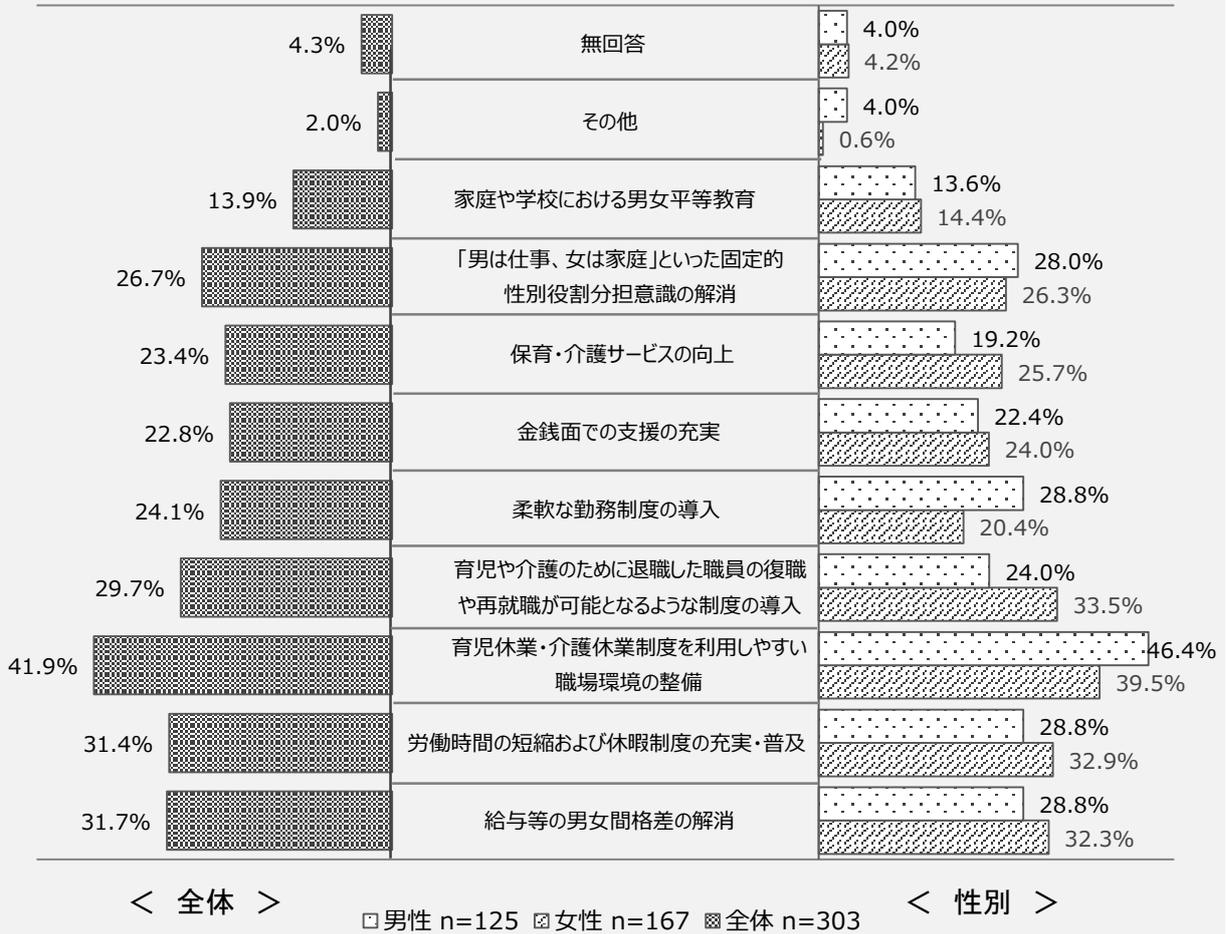


図 12 家庭生活での夫婦の役割分担状況



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図 13 家庭生活での夫婦の役割分担状況



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

＜施策の基本的方向⑬＞

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに、それぞれの生活スタイルに対応した多様な働き方の普及や、長時間労働など男性の働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発に努めます。

	施策の概要	具体的施策	所管課
28 ※	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発（※再掲）	国などが発行するポスターやパンフレットの掲示及び配布により、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発に努めます。	総合政策課 商工観光スポーツ ランド推進課
41	仕事と子育て・介護の両立のための制度の普及	仕事と家庭生活の両立支援に関する情報や、育児・介護休業取得促進のための関係法令や諸制度などに関する情報の提供に努めます。	総務課 総合政策課

＜施策の基本的方向⑭＞

家庭生活における男女共同参画の推進

家庭生活において、男女がともに子育てや介護を担い、重要な物事の決定についてもそれぞれの意思が尊重されるよう男女共同参画の推進に向けた啓発活動に取り組みます。

また、男性が子育てや介護、家事に参画しやすいよう、学習の機会を提供します。

	施策の概要	具体的施策	所管課
13 ※	男性の家事への参画を推進する取り組み（※再掲）	男性の家事への参画を推進するため、意識改革に向けた啓発や男性のための各種講座を開催します。	総合政策課 医療介護課
29 ※	育児・介護休業制度の利用促進（市職員）（※再掲）	多様な働き方の選択が尊重されるよう、女性だけでなく男性も育児・介護休業制度が利用できるよう市職員の職場環境の整備を図ります。	総務課

＜施策の基本的方向⑮＞

多様なライフスタイルに対応した子育てや介護支援の充実

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け「社会全体で子育て・介護を考える」という基本的な考え方に立って、多様な保育ニーズへの対応、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。

施策の概要		具体的施策	所管課
32 ※	市役所庁舎内の環境整備（※再掲）	赤ちゃんへの授乳やおむつ換えなどに必要なスペースや職場環境整備のため、更衣スペース等の配置について検討します。	財務課
42	多様化するニーズに応じた保育サービスの充実	子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉事務所
43	子育て支援拠点施設等の充実	子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる子育て支援拠点施設の充実を図ります。	福祉事務所
44	子育て等に関する相談体制の充実	子どもや家庭に関する相談に適切に対応し、児童虐待の防止や早期発見・対応を行うため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。	福祉事務所
45	子育てに係る経済的負担の軽減	出産費用の一部助成や乳幼児医療費助成事業、保育料軽減など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉事務所 医療介護課
46	仕事を持つ子育て家庭への育児支援	授業終了後、就業等により保護者が家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブなど安心して活動できる場を提供することにより、保護者への育児支援を図る。	福祉事務所
47	高齢者への日常生活支援	高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して生活できるように、地域における介護予防の充実、日常生活に必要となる支援サービスの充実に努めます。	医療介護課
48	高齢者の生活を総合的に支援する取り組み	高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。	医療介護課

重点目標 8 生涯を通じた男女の健康の保持・増進に向けた支援

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成のためには、男女が互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されることが必要です。

女性においては、妊娠・出産の可能性もあることから、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたり、男性とは異なる健康上の問題に直面することへの十分な配慮が必要です。しかし現状においては、望まない妊娠による人工妊娠中絶の実施率や性感染症への感染などは若年層において増加傾向にあり、背景には性に関する正しい知識や情報の不足のほか、性における女性の主体的な判断や行動を阻害する社会的性別（ジェンダー）が存在しています。このようなことから、女性が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」⁷（性と生殖に関する健康と権利）について市民への意識の浸透を図る必要があります。

このような背景をもとに、市民意識調査において「女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと」についてたずねたところ、全体では「女性の医師が診療を行う『女性専門外来』を充実させる」ことが必要との回答が最も多く、次いで「学校教育の場で男女平等の精神を基にした性教育を行う」や「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」ことが必要との回答が多い結果となりました（図 14）。

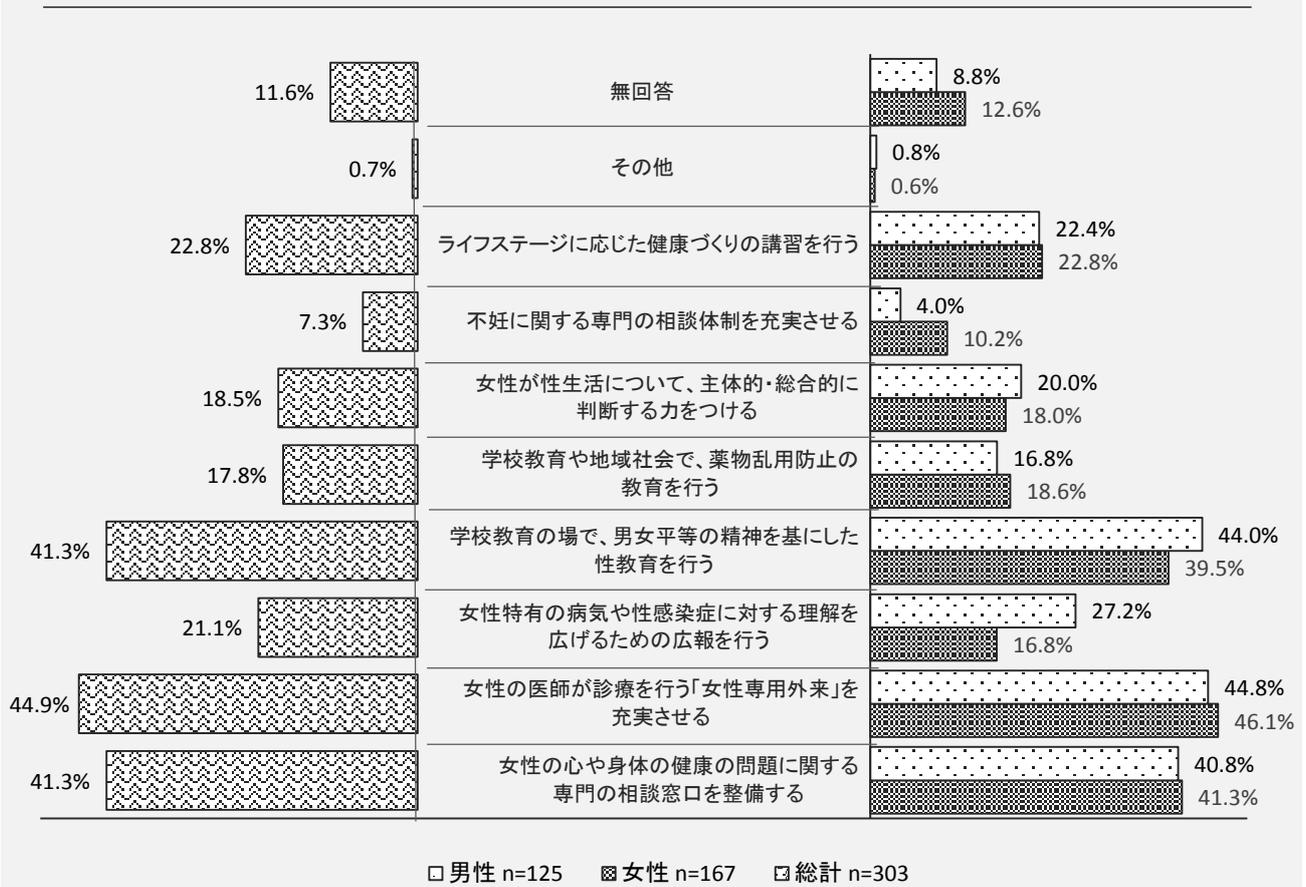
男女の性の違いに配慮した健康支援はもとより、一層の高齢化が予想される現代においては、食育や生活習慣病の予防、健康づくりのためのスポーツ活動の推進など総合的な健康支援に取り組む必要があります。

また、心の健康についても支援に取り組む必要があります。本市における自殺者の推移を見てみると、女性に比べ男性でその数が多く、平成 16 年から 24 年までの期間においては全体の 7 割以上が男性となっています（図 15）。その背景には、家庭や職場の両方で大きな責任を負い、社会的・心理的に大きなストレスを感じている一方で、「男はこうあるべき」という概念に縛られ、一人で問題を抱え込んでしまう状況があると考えられます。

このようなことから、男女の性の違いに配慮しながら、ライフステージに見合った心身の健康増進への支援に取り組む必要があります。

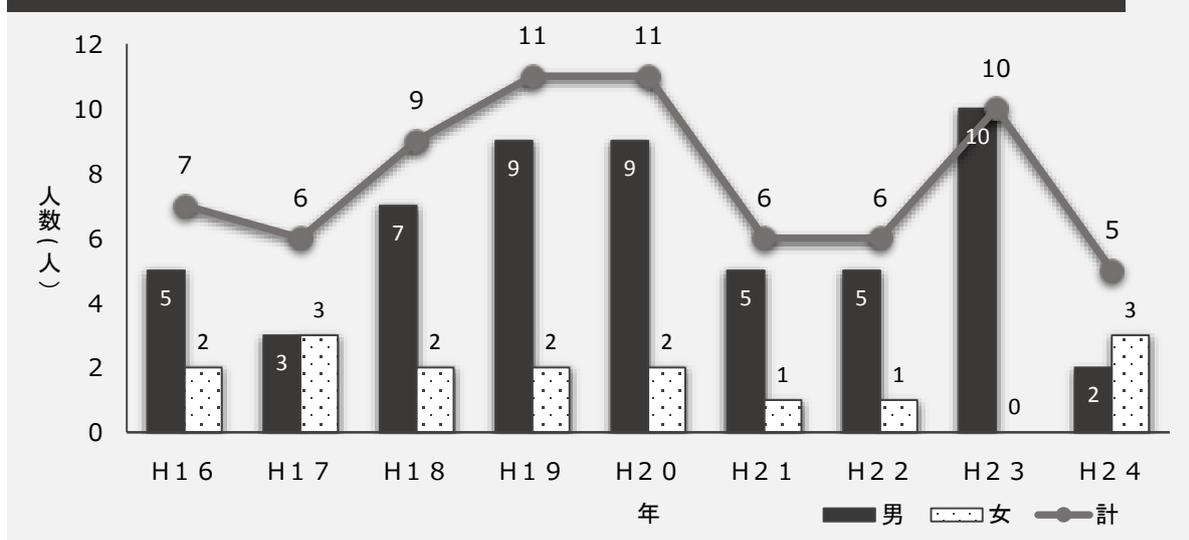
⁷ 平成 6 年国際人口／開発会議及び平成 7 年第 4 回世界女性会議において提唱された概念。生涯にわたり避妊・妊娠・中絶・出産のすべての過程において、他者の強制でなく自ら決定する権利のこと。

図 14 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

図 15 男女別自殺者の推移（串間市）



資料：宮崎県「衛生統計年報」

＜施策の基本的方向⑬＞

生涯を通じた男女の健康の保持・増進に向けた支援

一人ひとりが生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。

また、性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。

施策の概要		具体的施策	所管課
49	総合的な健康増進の取り組み	生活習慣病予防や疾病の重症化予防のため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、料理教室などを行うなど、総合的な市民の健康増進を図ります。	医療介護課 市民病院
50	がん死亡率低下に向けた取り組み	がんによる死亡者数の減少と医療費の削減を図るため、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん検診等をより多くの市民に実施することで早期発見・早期治療へつなげ、市民のがん死亡率の低下を目指します。	医療介護課
51	市民による健康づくり活動への支援	市民協働による健康づくりの推進と健康への意識向上を図るため、健康づくり創出を目的とした活動団体を支援します。	医療介護課
52	自殺予防のための総合的な取り組み	自殺を予防するための対策として、相談業務や啓発事業、セミナー開催による人材育成など総合的な取り組みを行います。	福祉事務所
53	市職員のこころの健康づくりに向けた取り組み	市職員のストレスや悩みに関する相談体制を充実させるとともに、うつ病などの予防に向けた取り組みを行います。	総務課
54	エイズに関する啓発	世界エイズデーにあわせ、シンボルであるレッドリボンツリーやポスターを掲示することで、エイズに関する知識の普及を図ります。	医療介護課
55	飲酒・喫煙対策の推進	飲酒や喫煙が及ぼす健康への影響について、正確な情報の提供を行います。	医療介護課 市民病院
56	薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用を許さない社会を形成するため、薬物乱用の影響に関する正しい知識の普及に取り組みます。	市民生活課 生涯学習課 学校政策課
57	生涯スポーツ活動の推進	生涯にわたるスポーツを推進するため、指導者の育成に取り組むほか、健康づくりイベントやスポーツ大会などを開催します。	生涯学習課

＜施策の基本的方向⑰＞

妊娠・出産等に関する健康支援

どの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備や経済的支援の充実を図ります。

また、男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の重要性について、市民への理解促進に取り組みます。

	施策の概要	具体的施策	所管課
58	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識の普及	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する正しい知識を広く社会に普及させるため、広報・啓発に取り組みます。	総合政策課
59	発達段階に応じた性教育の推進	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育に取り組みます。	学校政策課
60	妊婦の健康管理および経済的支援	妊婦健康診査受診券（14回分・無料）を配布し、費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理と経済的な負担軽減に取り組みます。	福祉事務所
61	安心して出産を迎えるための取り組み	マタニティクラスにおいて、栄養士による栄養指導や助産師による分娩に備えての指導を行うことにより、妊婦が安心して出産を迎えられるよう支援します。	市民病院
62	出産に係る費用の助成	女性が子どもを産み、育てやすい環境を整備するため、国民健康保険に加入する被保険者にかかる出産費用の一部を助成します。	医療介護課

重点目標 9 さまざまな生活上の困難を抱える人々への対応

【現状と課題】

日本の経済社会は、結婚や家族をめぐる変化や雇用・就業をめぐる変化、グローバル化などの新たな潮流の中で、ひとり親世帯、不安定雇用者、外国人、障がい者など生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化しています。

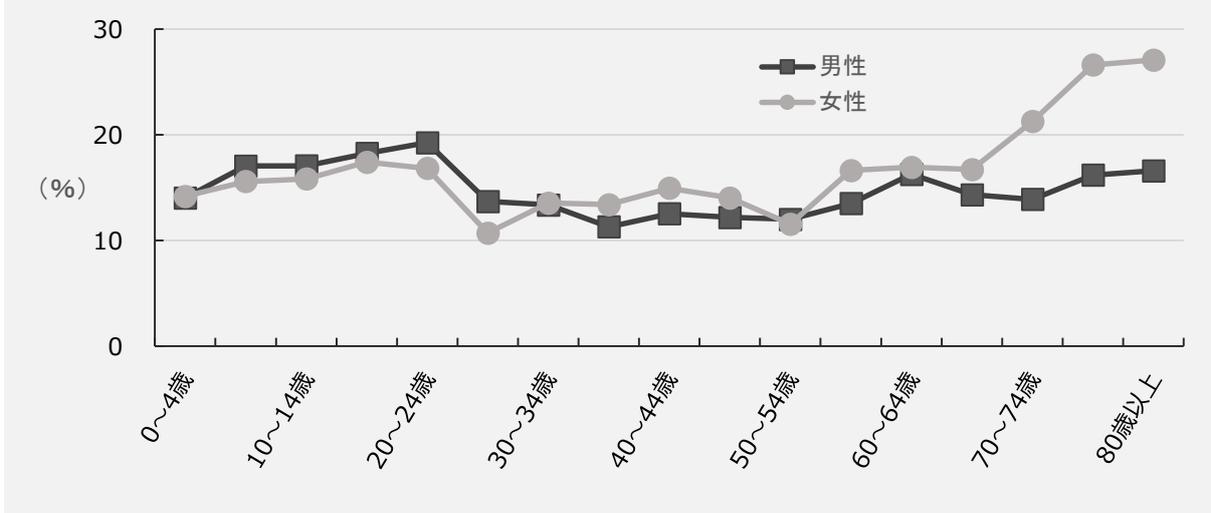
このうち女性が生活困難に陥りやすいという問題については、かつては見えにくい問題でしたが、経済社会の変化のもとで顕在化しつつあります。背景には、雇用・就業場面における男女間格差、育児による離職や非正規雇用が多いなど、男女共同参画社会の進展が道半ばであることが根底にあります。また、産業構造の変化などにより雇用情勢の厳しさが増す中、女性のみならず、主な生計の担い手である男性についても不安定な雇用が増加するなど、生活困難を抱える層の多様化・一般化が進んでいます。

厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）における相対的貧困率（平均的な生活水準から一定の割合の所得以下の状態にある人がどの程度いるかを示す指標）の推移について年齢層別・性別に見てみると、若年層においては、女性より男性の方が若干、貧困率が高い傾向にあるものの、65 歳以上の高齢期においては女性の貧困率が非常に高くなっています（図 16）。また、世代・世帯類型別における貧困率（平成 19 年と 22 年の比較）の状況を見てみると、高齢単身世帯、勤労世代の単身世帯での貧困率が高く、中でも女性の方が厳しい状況にあります。特に母子世帯は最も貧困率が高く、背景には育児との両立のために選べる職種が臨時・パートなどの非正規雇用が多くなりがちであることや、病気・障がいの問題、配偶者からの暴力などが考えられます（図 17）。

父子家庭については、母子世帯よりも経済水準が高いものの、家事に関する悩みを持ちやすい傾向にあり、周囲に相談者がいないことや、公的支援の対象になりにくいなど、孤立することが懸念されます。

このように、生活困難をめぐる問題は男女間で問題の現れ方やその背景に違いがあることをふまえ、困難を抱えている人への相談援助支援のほか、住宅、医療、教育など多面的な環境づくりに取り組む必要があります。

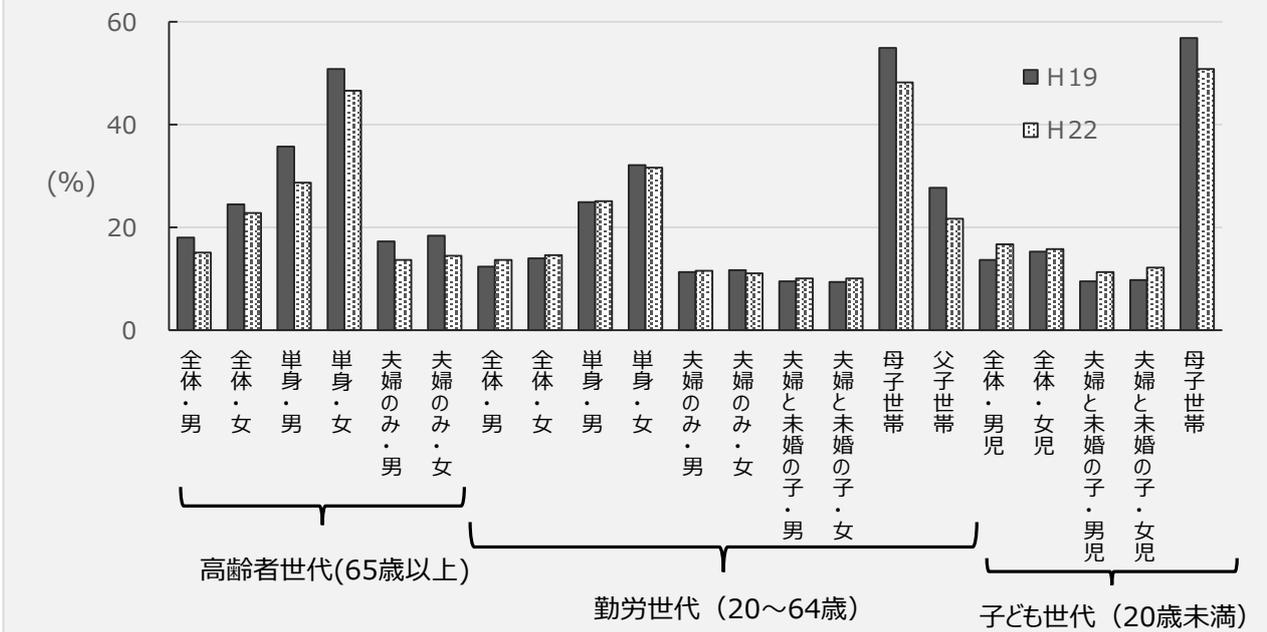
図 16 年齢層別・性別相対的貧困率（全国）



資料：内閣府「平成 24 年男女共同参画白書」

（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）を基に内閣府男女共同参画局「生活困窮を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計により作成。

図 17 世代・世帯類型別相対的貧困率（全国）



資料：内閣府「平成 24 年度男女共同参画白書」

（備考）1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 19 年、22 年）を基に内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ（阿部彩委員）による特別集計より作成。

2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の 50%未満の人の比率

3. 平成 19 年調査の調査対象年は平成 18 年、平成 22 年調査の対象は平成 21 年

＜施策の基本的方向⑱＞

高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、就業や社会参加の支援、経済的自立を支える支援や環境の整備など、必要な支援・サービスの提供を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
47 ※	高齢者への日常生活支援（※再掲）	高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して生活できるように、地域における介護予防の充実、日常生活に必要となる支援サービスの充実に努めます。	医療介護課
48 ※	高齢者の生活を総合的に支援する取り組み（※再掲）	高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。	医療介護課
63	高齢者の社会参画の促進	高齢者がその経験と能力を生かして働く機会を提供したり、各種講座等を開催することにより、高齢者の社会参画の促進に取り組みます。 また、このような活動を支援する団体への運営費等を助成します。	福祉事務所 生涯学習課
64	課題解決に向けた地域一体の取り組み	高齢者や障がい者（児）、生活困難者などが住みなれた地域で安心して生活できるよう地域における課題解決に向け、他業種が一体となり検討や各種取り組みを行います。	医療介護課 関係各課
65	生活に困難を抱える人への支援	生活に困難を抱える人の介護サービス利用料について費用を助成します。	医療介護課
66	住環境整備への支援	住環境を整備するための改修に伴う経費について、一部助成を行います。	商工観光スポーツ ランド推進課
67	高齢者の交通安全対策	高齢者の運転免許返納を推進するため、バス回数券を交付するなど制度の充実を図るとともに、交通事故にあわないための活動や交通安全意識の向上に努めます。	市民生活課
68	消費者トラブル未然防止の取り組み	消費者トラブルなどの相談や未然防止のための広報啓発に取り組みます。	市民生活課
69	地域における防犯対策	市民が犯罪被害にあわないための活動や、犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、安心安全なまちづくりを進め、防犯意識の向上に努めます。	市民生活課
70	生活相談体制の整備	さまざまな市民の生活相談への体制整備および適切な対応に努めます。	市民生活課

＜施策の基本的方向⑱＞

障がい者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点を踏まえながら、障がいのある人もない人もともに生きる社会の構築を図ります。障がいを抱える人が必要とする支援を受けられるよう、また自立と社会参加の実現が図られるよう各種サービスや相談支援の充実に取り組みます。

	施策の概要	具体的施策	所管課
42 ※	多様化するニーズに応じた 保育サービスの充実 (※再掲)	子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉事務所
64 ※	課題解決に向けた地域 一体の取り組み (※再掲)	高齢者や障がい者（児）、生活困難者などが住みなれた地域で安心して生活できるよう地域における課題解決に向け、他業種が一体となり検討や各種取り組みを行います。	医療介護課 関係各課
71	介護者の負担軽減に向けた支援	相談体制の充実や家族介護者の負担を軽減し、家庭生活と仕事を両立できる環境の整備に取り組むほか、経済的な支援を行います。	福祉事務所
72	障がい者の社会参画の促進	知的障がい者団体への運営費を助成することで組織の育成強化を図り、障がい者の社会参加の推進を図ります。	福祉事務所
73	住環境の整備への支援	障がい者の自立を促し、かつ安心した生活が送れるよう、住宅の改造に伴う経費を一部助成します。	福祉事務所
74	日常生活支援および各種サービスの充実	重度の身体障がい者の日常生活の利便性の向上や社会活動範囲の拡大を図るため、各種サービスの充実に取り組みます。	福祉事務所

＜施策の基本的方向⑳＞

ひとり親世帯の自立に対する支援

ひとり親世帯は、経済的な面や子育てなどの生活における不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことから、個々の状態に応じた子育て、生活、経済面など総合的な支援に取り組みます。

施策の概要		具体的施策	所管課
42 ※	多様化するニーズに応じた保育サービスの充実 (※再掲)	子育て家庭のさまざまなニーズに対応するため、延長保育や一時保育、病児・病後児保育、障がい児保育など保育サービスの充実に取り組みます。	福祉事務所
75	ひとり親家庭への総合的な支援	ひとり親家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成、生活資金貸付などの経済的支援のほか、就労支援、相談体制を整備するなど総合的な支援に取り組みます。	福祉事務所

＜施策の基本的方向㉑＞

災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮

地域の防災力を高めるため、防災に関する施策・方針決定過程や防災現場における女性参画の拡大を推進します。

また、防災時には、男女の性の違いにより異なるニーズに配慮した支援ができるよう、「市地域防災計画」に基づいた防災対策を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
76	防災分野における女性参画の拡大	性の違いに配慮した防災対策を推進するため、女性防災士の取得を促進するための啓発に取り組みます。また、防災分野における政策・方針決定過程における女性登用に取り組みます。	総務課
77	男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	地域防災計画や避難所運営マニュアルなどを作成する際には、男女共同参画の視点を踏まえた内容となるよう配慮します。	総務課
78	あらゆる人に配慮した防災情報の提供	高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などあらゆる人に配慮した防災知識の普及や防災情報の提供に努めます。	総務課

重点目標 10 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び、豊かに生きる権利があります。しかし、その基本的な人権を侵害するものとして、さまざまな暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差など、女性の置かれている社会状況や女性に対する差別意識などが根底にあると考えられており、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成する上での課題となっています。

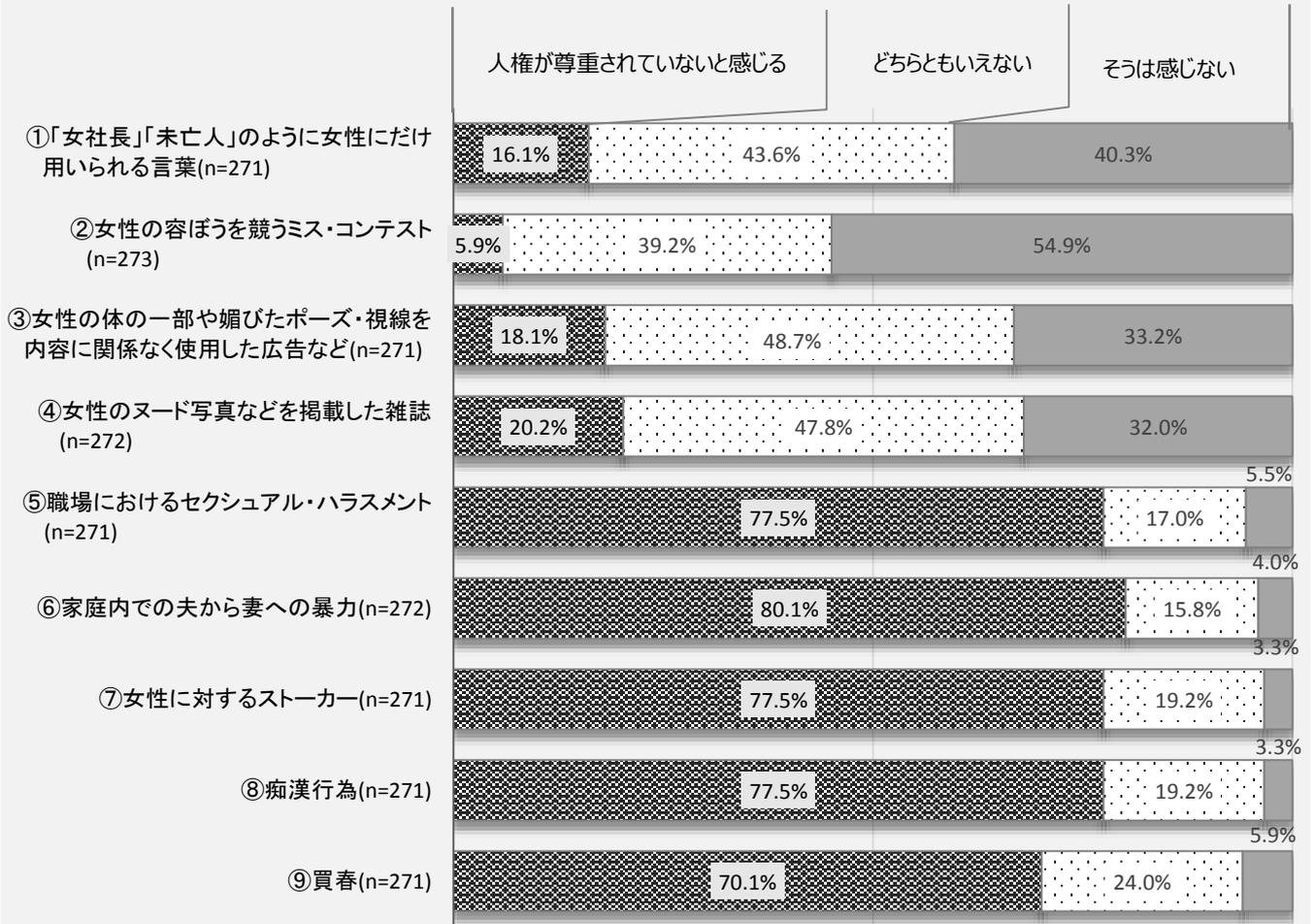
そのため、「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定などその他制度に基づき、社会的な取り組みが進められてきました。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に係わる重大事件も発生しており、被害者は心身ともに大きなダメージを受け、社会活動に困難を抱える事例も少なくありません。

本市における市民意識調査において「女性の人権」についてたずねたところ、女性の人権が尊重されていないと回答した人の割合が最も高かったのは「家庭内での夫から妻への暴力」（80.1％）となっており、次いで「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」（77.5％）、「女性に対するストーカー」（77.5％）、「痴漢行為」（77.5％）、「買春」（70.1％）となっています（図 18）。このように身体に対する行為については「人権が尊重されていない」を感じる人の割合が高い傾向にある一方、言葉や視覚的な表現に関するものについてはその割合が低い傾向にあります。しかし、これらの行為は人権を侵害する暴力であることに変わりありません。

このようなことから、男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶に向けた意識の醸成に取り組む必要があります。

図 18 女性の人権についての意識



資料：「男女共同参画社会づくりのための意識調査」（平成 25 年 9 月）

＜施策の基本的方向②＞

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

※「串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」（串間市DV防止基本計画）において策定（61ページ以降参照）。

＜施策の基本的方向③＞

性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与える決して許されない行為であるため、関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者の心情に配慮した適切な対応を推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
79	子どもに対する性的暴力の根絶に向けた対策の推進	子どもへの性的な暴力の防止について広く啓発するとともに、被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援に取り組みます。	総合政策課 福祉事務所 市民生活課
80	性犯罪へ適切な対処と防止のための環境づくり	性犯罪については、適切な対処ができるよう関係機関との連携強化に取り組みます。また、売買春に関する関係法令等の周知や性を売り物とする各種活動の排除を推進するなど、性犯罪の防止に向けた啓発に取り組みます。	総合政策課 市民生活課

＜施策の基本的方向④＞

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人的な問題として扱われることが多く、潜在化する傾向にあります。職場や学校、地域などにおける男女の上下関係や力関係など、男女が置かれている状況を背景とした社会の構造上の問題であるという理解を広め、その防止策や被害者支援などの取り組みを総合的に推進します。

施策の概要		具体的施策	所管課
30 ※	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発（※再掲）	職場や地域社会、教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発活動を行います。	商工観光スポーツ ランド推進課 総合政策課 学校政策課
31 ※	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント対策（※再掲）	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、市職員研修を実施するとともに、相談窓口の充実を図ります。	総務課



串間市配偶者等からの暴力の防止及び 被害者支援に関する基本計画 (DV防止基本計画)

【平成 27 年度～平成 36 年度】



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	61
2 計画の位置づけ	61
3 計画の期間	62
4 計画のめざすべき姿	62
5 重点目標	62
6 計画の体系	63

第2章 DVの現状～市民意識調査の結果から～

1 暴力に対する意識	64
2 暴力を受けた経験	65
3 暴力を受けた時の相談先	66
4 暴力を受けた時に相談しなかった理由	67
5 暴力を行った経験	68

第3章 計画の内容

重点目標1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	69
重点目標2 安心して相談できる体制の構築	72
重点目標3 被害者の安全確保	74
重点目標4 被害者の生活再建への支援	77



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

配偶者や恋人など身近な人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、DVは閉ざされた空間で起こるため表面化しにくく、また加害者に暴力であるとの認識が薄いという特性があります。また、DV被害者は多くの場合が女性であり、その背景には今日までの男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など社会的・構造的な問題があると言われています。経済的自立が困難な女性に対し配偶者等が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女共同参画社会の実現の妨げの一因となっています。

DVを含む女性への暴力に対する取り組みが進むきっかけとなったのは、平成5年（1993年）に開催された第48回国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されたことにあります。また、平成7年（1995年）到北京で開催された第4回世界女性会議では、「北京宣言及び行動要領」が採択され、その中で「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する」と明記され、世界共通の課題となりました。

日本においては、平成13年（2001年）4月に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下、配偶者暴力防止法）」が制定されました。平成16年（2004年）の改正では、「配偶者からの暴力」の定義を「身体に対する暴力」のほか「精神的暴力・性的暴力」も含めたものにするなど、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護について一層の推進を図ることになりました。

平成19年（2007年）7月の改正では保護命令制度の拡充のほか、市町村においては配偶者からの暴力の防止及び被害者保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定が努力義務とされ、市町村の役割が重視されることとなりました。

串間市においても、男女共同参画社会の実現を阻害する暴力の根絶に向け、暴力を許さない意識づくりや被害者の保護・自立に向けた支援に関する施策を総合的に推進するため、「串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する支援計画（DV防止基本計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づき策定する基本的な計画です。
- (2) 平成27年3月策定の「第2次串間市男女共同参画基本計画」の施策の1つで、「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援の推進」に対応しています。
- (3) 串間市男女共同参画推進条例第4条第1項の規定に基づく「男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し実施するための基本的計画」に包含されるものです。



3 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。

ただし、期間中であっても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正等により、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合、または本計画の推進状況など必要に応じ、見直すものとします。

4 計画のめざすべき姿

配偶者等からの暴力をゆるさない社会

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要です。

本市が平成18年に制定した串間市男女共同参画推進条例では6つの基本理念を定めており、その中の1つに「男女の人権の尊重」が掲げられています。本計画においてもこの基本理念のもと、「配偶者からの暴力をゆるさない社会」をめざし、女性に対する暴力の根絶と被害者の自立に向けた支援に取り組みます。

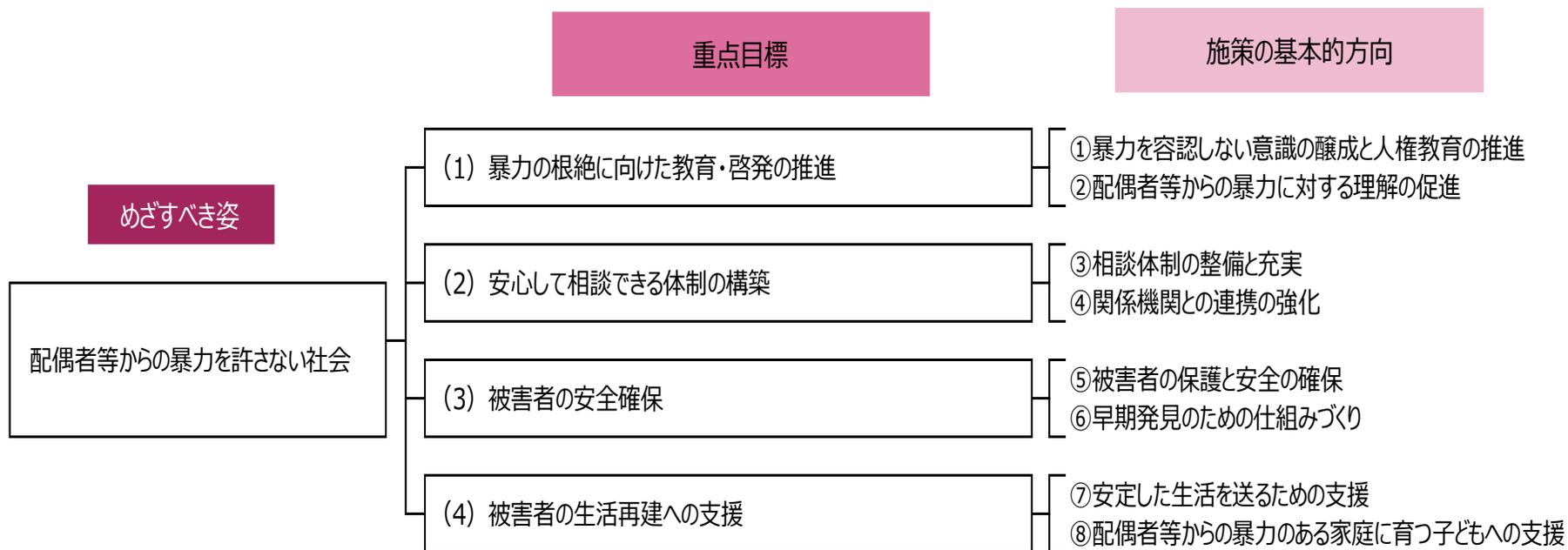
5 重点目標

本計画では、配偶者等からの暴力をゆるさない社会の実現に向け、次の4つの「重点目標」を設定します。

- (1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進
- (2) 安心して相談できる体制の確立
- (3) 被害者の安全確保
- (4) 被害者の生活再建への支援



6 串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画体系



第2章 DVの現状～市民意識調査の結果から～

串間市では、平成25年に「男女共同参画のための市民意識調査」を実施し、この中で、配偶者からの暴力に関する項目を設け、市民の意識や暴力の実態などについて調査いたしました。

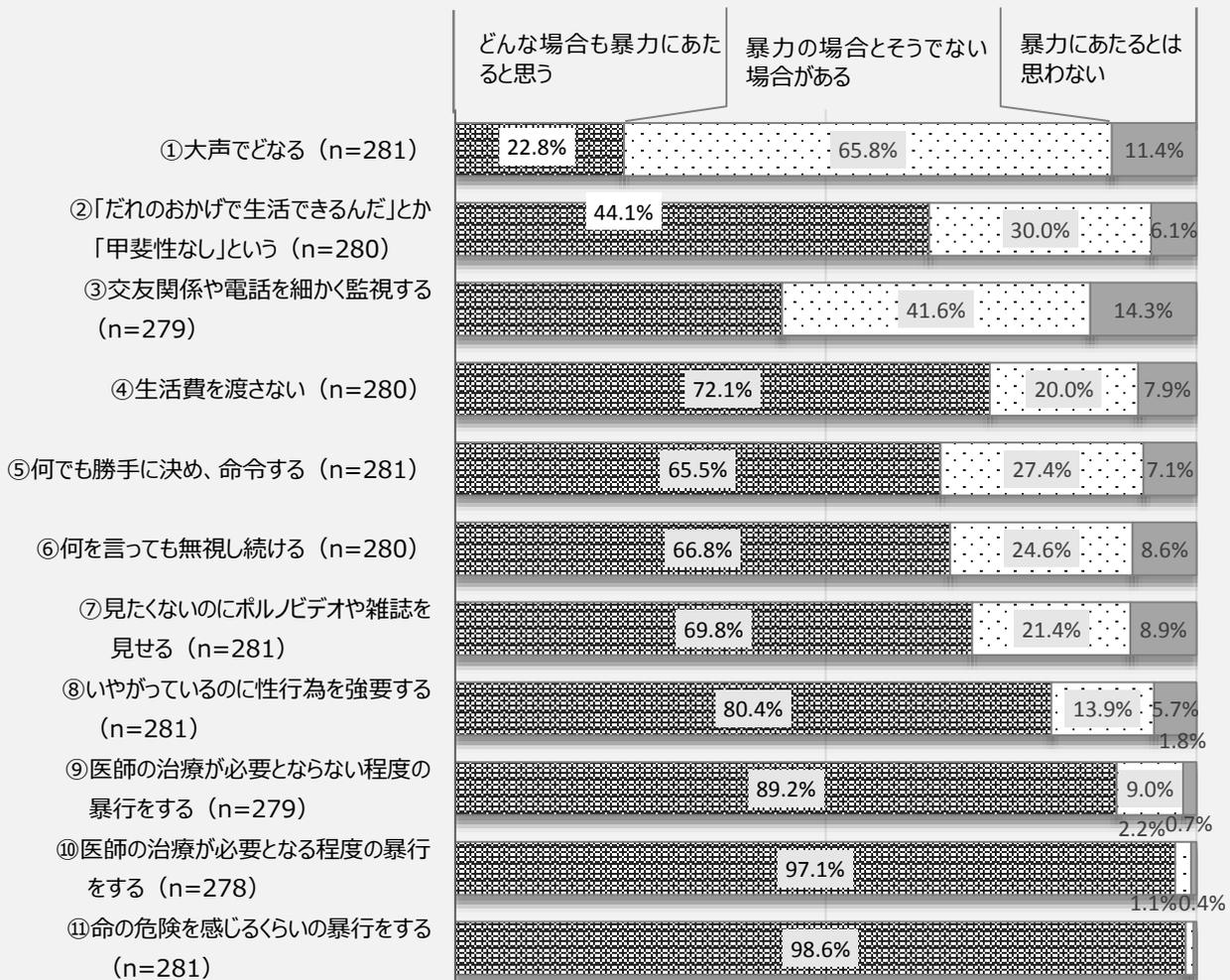
この調査結果から見える本市におけるDVの現状の一部を紹介します。

1. 暴力に対する意識

暴行や性的行為の強要など、身体へおよぶ行為に関しては、「どんな場合も暴力にあたる」と回答した人の割合が高くなっています。一方、身体に直接およばない行為については、身体へおよぶ行為と比較して「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が低い傾向にありますが、「生活費を渡さない」については約7割以上の人々が暴力に当たると感じています。

「大声でどなる」については、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が他の項目に比べ最も低く、「暴力の場合とそうでない場合がある」との回答が6割を超えています。

問1) 夫や妻、または恋人が次のようなことをした場合、それを暴力だと思いませんか。





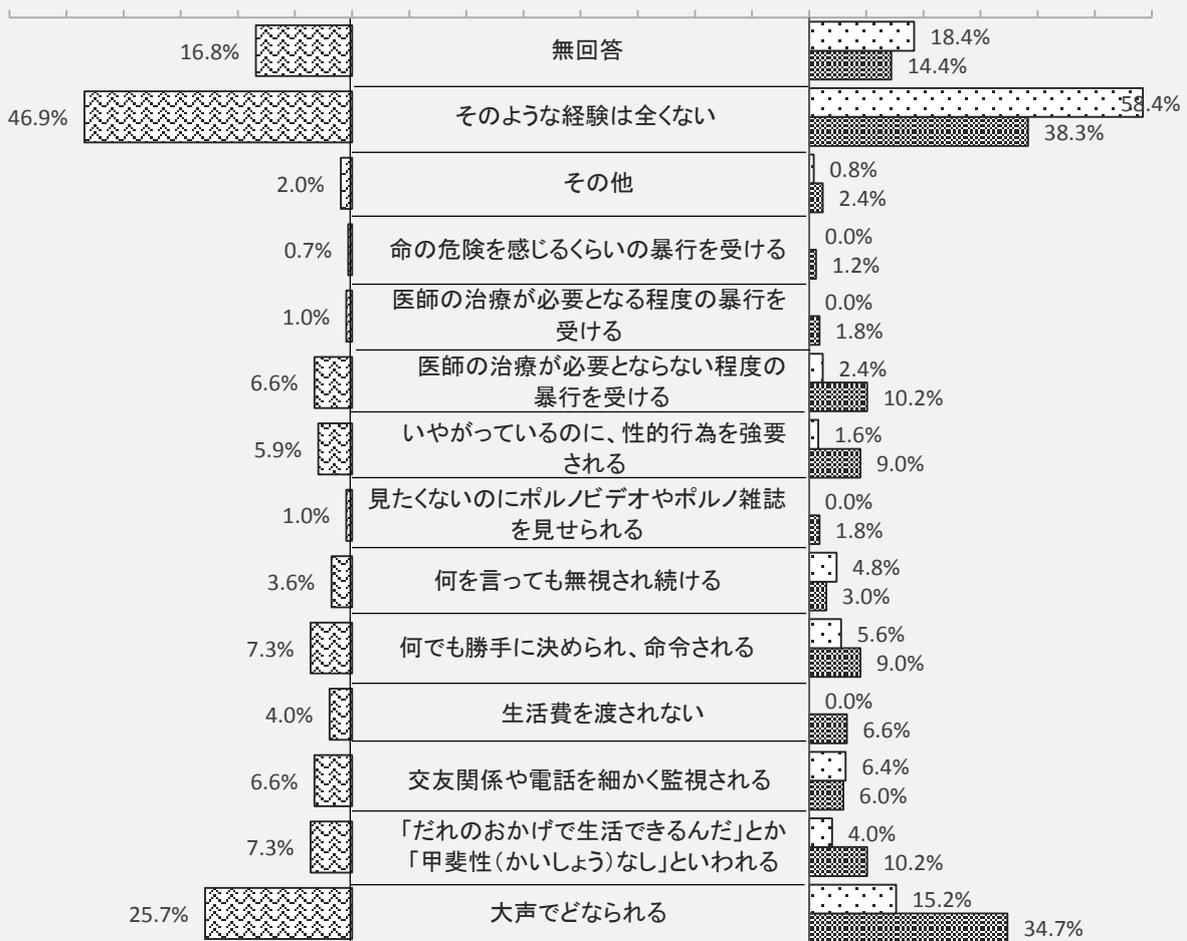
2. 暴力を受けた経験

全体では、「そのような経験は全くない」と回答した人の割合が最も高くなっています（46.9%）。暴力を受けたことがあると回答した人の中で、最も多かったのは「大声でどなられる」（25.7%）、次いで「何でも勝手に決められ命令される」（7.3%）と『「だれのおかげで生活できるんだ」とか『甲斐性なし』と言われる』（7.3%）と、心理的暴力が主なものとなっています。

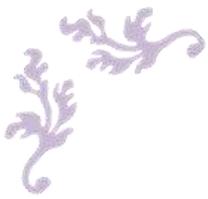
身体におよぶ暴力については男女ともに割合として少ないものの、女性では命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験があると回答している人が 1.2%いることが分かりました。

性別による違いを見てみると、女性の 47.3%、男性の 23.2%が暴力を受けたことがあると回答しており、男女間で大きな差が見られます。また、受けたことのある暴力では、女性より男性で「何を言っても無視され続ける」「交友関係を細かく監視される」との回答が高くなっています。

問 2) 夫や妻、または恋人から次のようなことをされたことがありますか。



□ 男性 n=125 ■ 女性 n=167 ▨ 全体 n=303

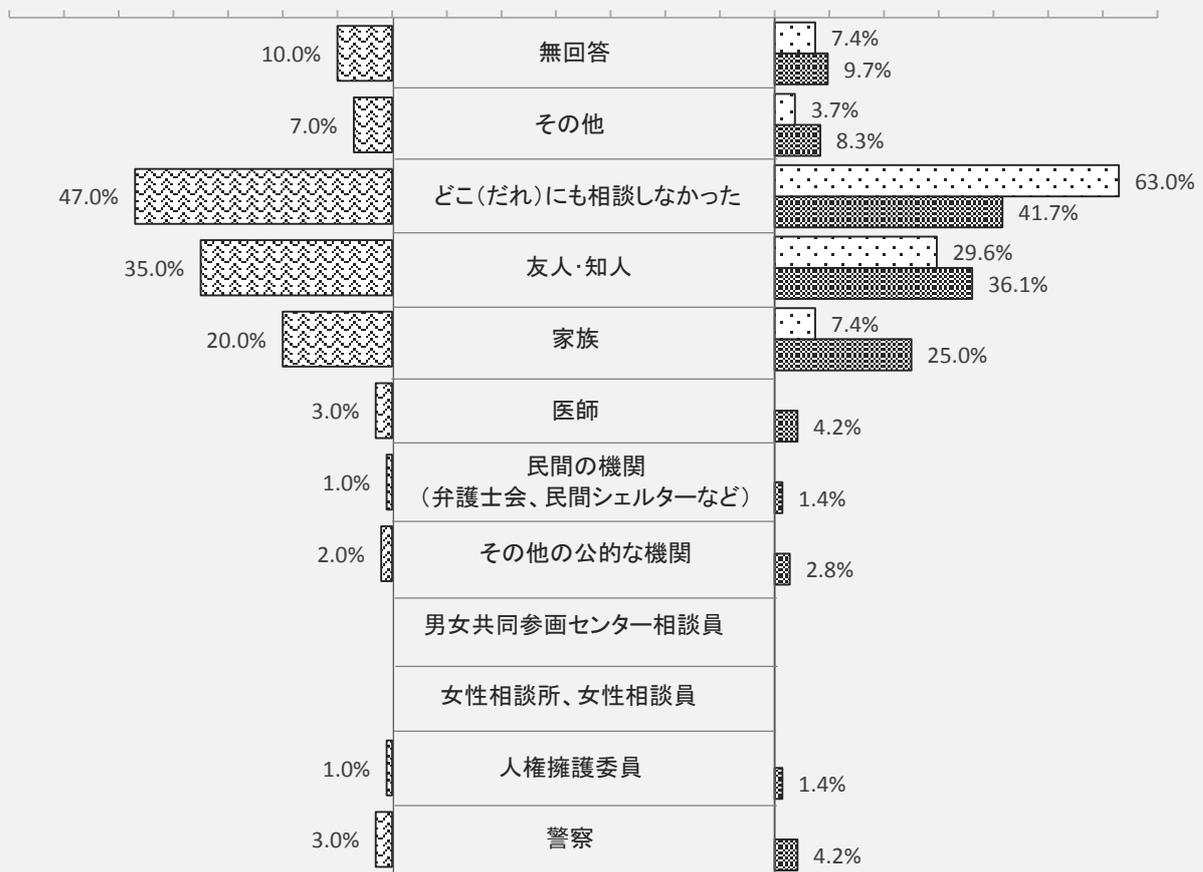


3. 暴力を受けた時の相談先

全体では、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（47.0%）との回答が最も多く、約半数を占めています。相談先で最も回答が多かったのは「友人・知人」（35.0%）であり、次いで家族（20.0%）となっています。

性別による違いを見てみると、女性より男性のほうが「どこ（だれ）にも相談しなかった」と多く回答しており、21.3 ポイントの開きが見られます。また、男女ともに相談先は「友人・知人」「家族」と回答した人が多くなっていますが、女性では「警察」や「医師」、民間や公的な「機関」といった回答がみられました。

問3) 問2であげたような行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。



□ 男性 n=27 ■ 女性 n=72 ▨ 全体 n=100



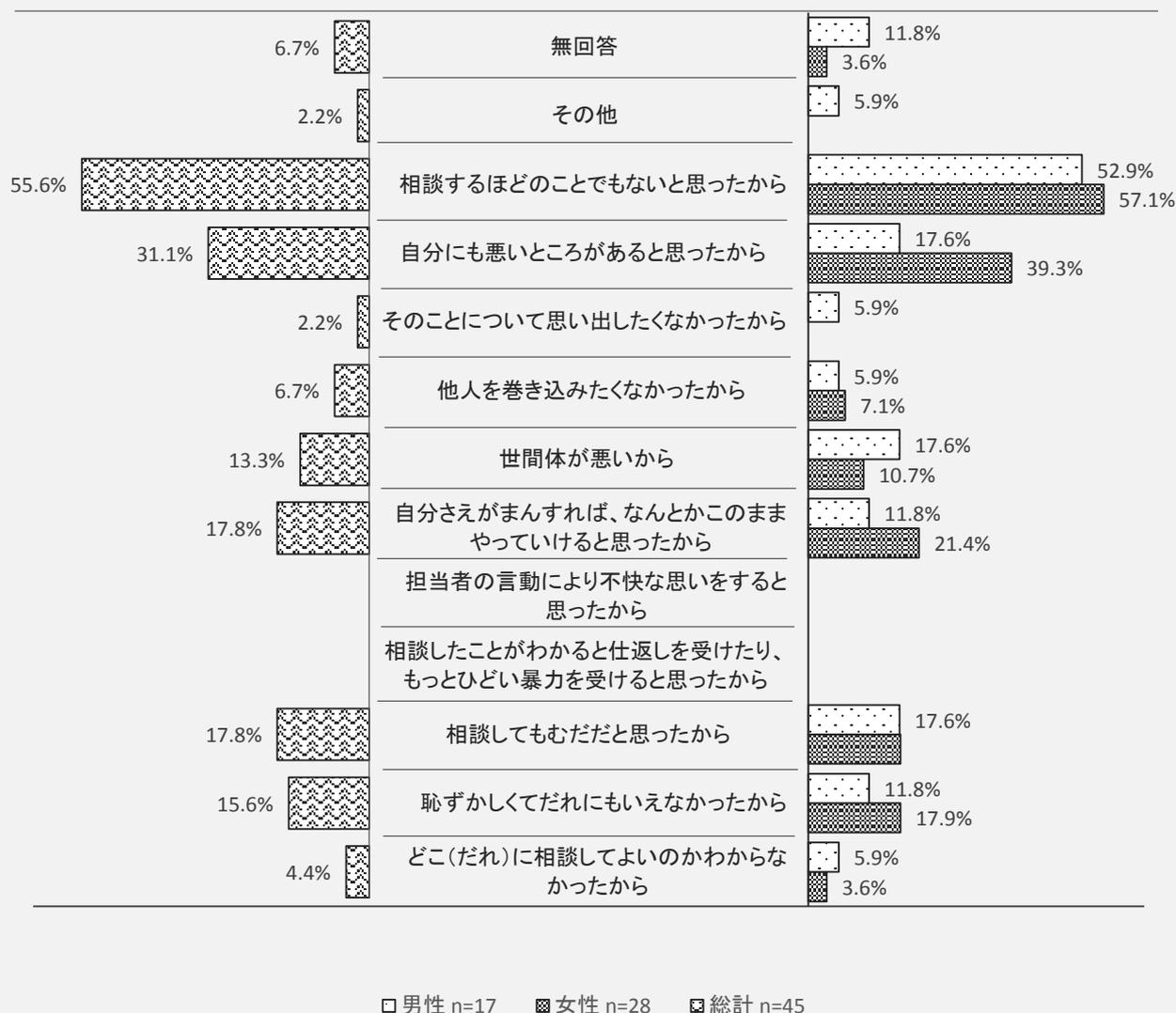


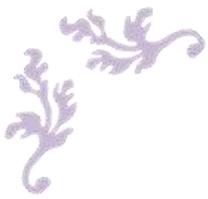
4. 暴力を受けた時に相談しなかった理由

全体では、「相談するほどのことでもないと思ったから」（55.6%）との回答が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」（31.1%）、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから」（17.8%）、「相談してもむだだと思ったから」（17.8%）となっています。

性別による違いを見てみると、男女とも「相談するほどのことでもないと思ったから」との回答が最も高いなど大きな差は見られませんが、次に回答率の高かった「自分にも悪いところがあると思ったから」との回答では、男性より女性が 21.7 ポイント高い結果となっています。

問4) だれにも相談しなかった理由はなぜですか。





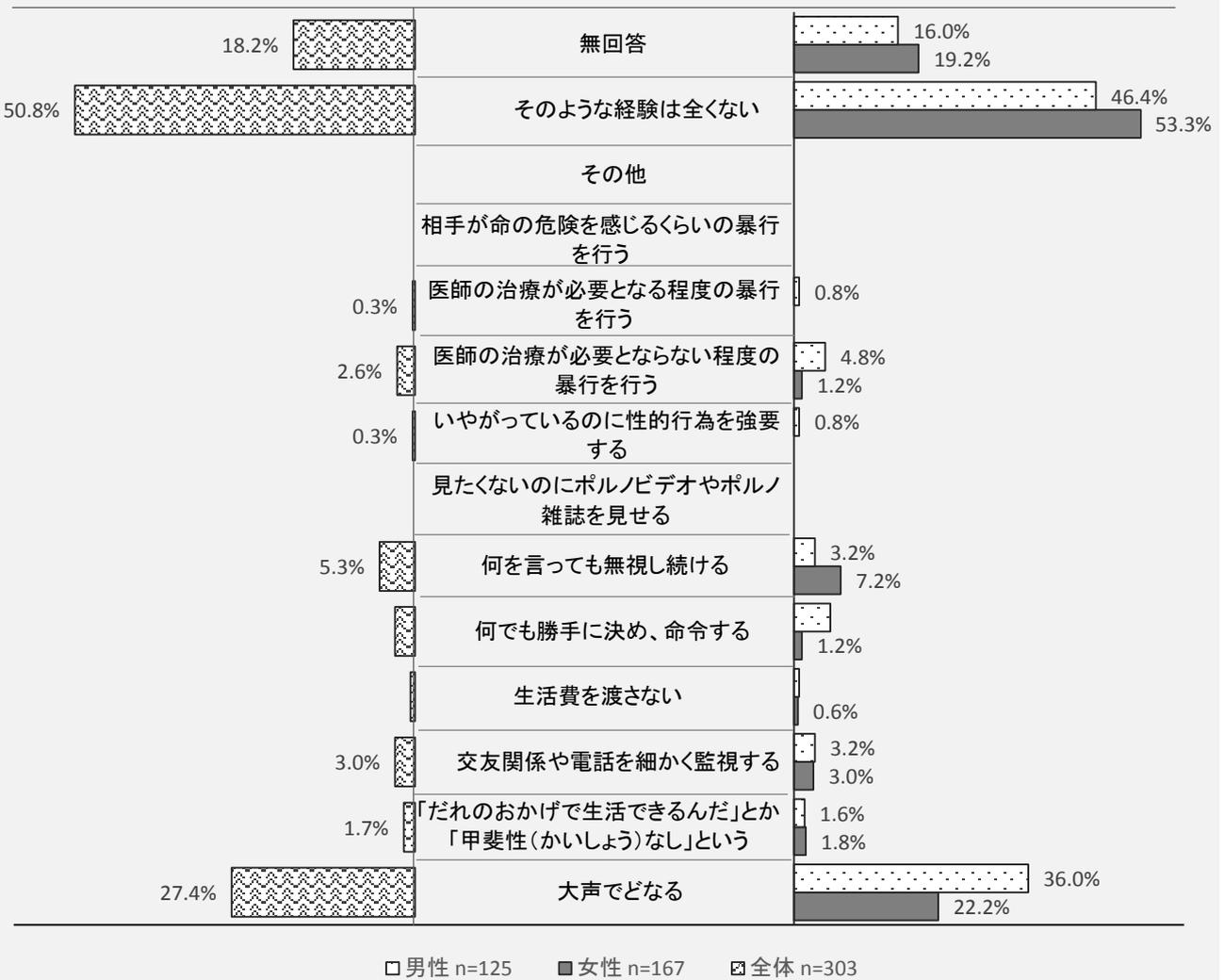
5. 暴力を行った経験

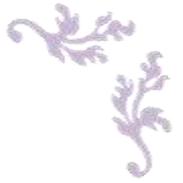
全体では、「暴力を行った経験は全くない」（50.8%）と「無回答」（18.2%）を除く約3割（31.0%）の人が何らかの暴力を行った経験があると回答しています。

行った暴力の中で最も多いのは「大声でどなる」（27.4%）、次いで「何を言っても無視し続ける」（5.3%）と、心理的暴力が主なものとなっています。

性別による違いを見てみると、女性の27.5%、男性の37.6%の人が何らかの暴力を行った経験があると回答しており、男性の方が10.1ポイント高くなっています。行ったことのある暴力の中では男女とも「大声でどなる」が最も多い結果となっています。

問5) 夫や妻、恋人に対して、次のようなことを行った経験がありますか。





第3章 計画の内容

重点目標 1 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかし、閉ざされた空間で起こるため表面化しにくく、また加害者に暴力であるとの認識が薄いという特性があります。

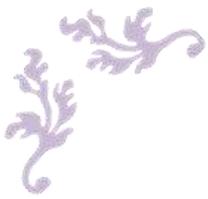
本市における市民意識調査において暴力に対する意識についてたずねたところ、暴行や性的行為の強要など、身体におよぶ行為については暴力にあたるとの意識が高いものの、「大声でどなる」など身体に直接およばない行為については、暴力にあたるとの意識が低い傾向にあります。

しかし、「大声でどなる」や「無視する」、「だれのおかげで生活できるんだなどという」などの行為は心理的な暴力であり、「生活費を渡さない」行為は経済的な暴力です。また、「交友関係や電話を細かく監視する」などの行為は社会的暴力とされています。

このように、暴力にはさまざまな種類があり、どのような行為も許されるものではないとの理解を広く市民に浸透させていく必要があります。

また、本市の市民意識調査の結果にもあったようにDV被害者の多くは、暴力を受けても「相談するほどのことでもない」、「自分にも悪いところがあると思う」、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思う」、「相談してもむだだと思う」といった意識が多くなっています。このことは、結果として暴力を容認する環境が作られてしまうことになりかねません。

このようなことから、DVを含むあらゆる暴力は許さないとの意識を社会全体で共有していくとともに、あらゆる機会を通じて人権教育に取り組んでいく必要があります。



<施策の基本的方向①>

暴力を容認しない意識の醸成と人権教育の推進

暴力を許さない社会を実現するためには、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる場面において人権尊重の意識や男女平等の意識を高めていくことが大切です。男女が互いの心身の違いを正しく理解し、互いの性を尊重し合えるよう広報・啓発に取り組みます。

具体的施策		内容	所管課
5 ※	広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発（※再掲）	広報くしまをはじめ、ホームページやフェイスブックなどのメディアを活用し、「男女共同参画週間」や「人権週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」などさまざまな機会をとらえ、男女共同参画の理解を深めるための普及活動に取り組みます。	総合政策課
11 ※	各種セミナーの開催（※再掲）	あらゆる人権の尊重や男女共同参画に関する理解を深めるため、啓発セミナーを開催します。	総合政策課
12 ※	セミナー等に参加する人への配慮（※再掲）	市民向けセミナー等を開催する際には、多くの人に参加していただけるよう、開催の時間帯や一時保育の開設などの配慮を行います。	総合政策課
14 ※	高齢者学級等の機会を利用した学習の推進（※再掲）	高齢者を対象とした学級講座の機会を利用し、暴力を許さない環境づくりや相談体制について認識を深めるための講座運営に取り組みます。	生涯学習課
15 ※	家庭教育学級における学習の推進（※再掲）	市内の小中学校において、学校単位に家庭教育学級を設置し、保護者などが暴力を許さない環境づくりについて正しい理解と認識を深める機会となるよう、組織的な学習を行います。	生涯学習課
16 ※	地域活動等における学習機会の提供（※再掲）	自治公民館活動やP T A活動等において、女性に対する暴力の根絶についての学習や活動の推進を行います。	生涯学習課
81	児童虐待の防止に向けた広報・啓発の実施	「児童虐待防止推進月間」などの機会をとらえ、児童虐待を防止するための広報・啓発活動に取り組みます（オレンジリボン運動）。	福祉事務所
82	女性に対する暴力の防止に向けた広報・啓発の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会をとらえ、女性への暴力の防止に向けた広報・啓発活動に取り組みます（パープルリボン運動）。	総合政策課
83	デートDV ⁸ 防止対策	若年層を対象にデートDVを防止するための広報・啓発活動に取り組みます。	総合政策課 学校政策課

⁸ 交際期間におけるパートナー間の暴力のこと。





＜施策の基本的方向②＞

配偶者等からの暴力に対する理解の促進

配偶者等からの暴力に対する認識は、「配偶者暴力防止法」の制定により高まりを見せていますが、未だ十分ではありません。特に、被害者が周囲や相談窓口等における不適切な言動により、被害者がさらに傷つけられてしまう「二次被害」には十分に気を付けなくてはなりません。被害者の人権擁護の視点に立ち、配偶者からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動に取り組みます。

	具体的施策	内容	所管課
7 ※	市職員研修の実施 (※再掲)	配偶者等からの暴力について正しく理解するため、市職員研修を実施します。	総合政策課
11 ※	各種セミナーの開催 (※再掲)	D V 防止法への理解促進とD V の防止に向けた市民向け啓発セミナーを開催します。	総合政策課
12 ※	セミナー等に参加する人への配慮 (※再掲)	市民向けセミナー等を開催する際には、多くの人に参加していただけるよう、開催の時間帯や一時保育の開設などの配慮を行います。	総合政策課
84	各種機関が主催するセミナー等の情報提供	配偶者からの暴力に対する正しい理解を促進するため、宮崎県男女共同参画センターなどが主催するセミナー等の情報提供に努めます。	総合政策課
85	配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進に向けた広報・啓発活動の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を促進するため、市広報やホームページ、リーフレット等を活用し、広く市民に対する啓発活動を実施します。	総合政策課



重点目標 2 安心して相談できる体制の構築

【現状における課題】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる「配偶者暴力防止法」では幾度かの法改正を経て、現在では配偶者について事実婚や元配偶者も含まれるとしています。また、生活の本拠を共にする交際相手、元生活の本拠を共にする交際相手も配偶者に含まれるなど、配偶者の範囲について広く定義しています。

若年層における被害の状況については、一見、安易に見える同居を開始した後、つきまとい等の被害や望まない妊娠、また生活困窮の母子が交際相手からの暴力被害にあうなどの負の連鎖も生じており、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」についても法の適用となることをしっかり周知させる必要があります。DV対策の基本として、あらためて配偶者防止法の周知と理解の促進に取り組まなければなりません。

また、実際に暴力を受けながらもその認識がなかったり、「自分さえ我慢すればいい」などと相談をためらっていたりする潜在的な被害者も数多くいると考えられることから、市のほか女性相談所⁹や配偶者暴力相談支援センター¹⁰（宮崎県では女性相談所を同センターに指定）などの相談窓口があることや、さまざまな支援に関する情報を広く提供する必要があります。

DVの被害者については、女性だけではなく、男性や高齢者、障がいを抱える人なども含まれています。また、DVについては命に危険が及ぶ可能性があることから、それぞれの状況に応じ、迅速かつ適切に対応することが求められるほか、関係機関との連携を強化する必要があります。

このようなことから、市では市民のもっとも身近な相談窓口としてその機能を充実させるため、相談に対応する職員の養成にも力を入れる必要があります。

⁹ 売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されている。元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設。婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる機関。平成13年に成立した配偶者暴力防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられている。

¹⁰ 配偶者暴力防止法第3条の規定により、都道府県に設置が義務づけられている施設で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関。





<施策の基本的方向③>

相談体制の整備と充実

D Vは重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者自身が暴力を受けているという認識がなかったり、「自分さえ我慢すればいい」と考えてしまったりするため、相談に至らないこともあります。周囲の人によるD Vの早期発見や悩みを抱えている人が相談しやすい体制の整備と充実に取り組みます。

具体的施策		内容	所管課
86	安心して相談できる環境への配慮	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりや配慮に努めます。	市民生活課 総合政策課 福祉事務所
87	各種相談窓口の周知	被害者への安全確保への配慮をはじめ、被害者の立場に立って相談窓口の周知に努めます。	総合政策課
88	相談員養成講座への参加（市職員）	相談対応をする市職員は、女性相談所等が開催する研修に参加するなどし、被害者への適切な対応と支援が行えるよう技能の習得に取り組みます。	総合政策課
89	D V被害者への対応研修の実施（市職員）	被害者と接する可能性のある市職員は、被害者の早期発見や被害者に対する二次被害を与えることなく適切な対応ができるよう、D V相談の受け方や対応の仕方などを学ぶための研修を実施します。	総合政策課

<施策の基本的方向④>

関係機関との連携の強化

被害者の相談に総合的に対応するために、庁内各課および関係機関・団体との連携強化に努めます。

具体的施策		内容	所管課
90	D V対策に関する市役所内連携体制の構築	D V対策に関する市役所内の連携体制を構築するため、関係各課で構成する連絡会議等の定期的な開催に取り組みます。	総合政策課 関係各課
91	支援機関との連携強化	被害者の相談に総合的かつ迅速に対応するため、各種支援機関との連携強化を図ります。	総合政策課 市民生活課 福祉事務所
92	養育支援機関との連携	学校や各種機関と連携し、子どもや家庭に関する問題を早期発見することで、問題の解決に向けた相談体制の充実を図ります。	福祉事務所 学校政策課



重点目標 3 被害者の安全確保

【現状における課題】

本市が実施した市民意識調査において、配偶者からの暴力（DV）を受けた経験についてたずねたところ、女性の約5割、男性の約2割が心理的苦痛を含む何らかの暴力を受けたことがあると回答しています。中にはわずかながらも、医師の治療が必要となるくらいの暴力や、命の危険を感じるくらいの暴力を受けたことがあると回答している人もいます。

DVは、被害者の生命身体の安全に直結する問題です。そして、被害者だけでなく、その子どもや親などの同伴家族についても、身の安全を確保する必要があります。このように、被害者とその同伴家族がDVから逃れ、一時的に身を寄せることができる場所として、県内には女性相談所一時保護所があります。また、配偶者暴力防止法に基づき、県は宮崎県女性相談所を配偶者暴力相談支援センターに指定し、DVに関する相談に応じるほか、被害者に対する医学的又は心理学的な指導等を行っています。市では、被害者の安全確保のため、関係機関との連携を強化するとともに、このような保護支援があることを広く市民に情報発信する必要があります。

また、家を離れ、一次避難や転居をしても、安心はできません。このように家を出た被害者を連れ戻そうとする加害者も多く、被害者に関する情報を入手しようとあらゆる手段を講じます。関係機関においては、被害者に対する情報の保護に関して慎重に取り扱う必要があります。特に住民基本台帳の閲覧等の制限対象となっている被害者の情報については、関係各課と個人情報保護を念頭に連携を図り、加害者への漏えいを防ぐための厳重な情報管理に努めなくてはなりません。

被害者の保護については、暴力を受けている被害者を早期に発見することも重要です。地域において、日常生活でかかわりを持つ人々の間で被害者を早期に発見し、適切な支援に結び付けていくことができるよう、各種団体との連携や通報のしやすい環境づくりに取り組む必要があります。



<施策の基本的方向⑤>

被害者の保護と安全の確保

被害者やその子どもを含む親族の緊急時における安全を確保するため、関係機関と連携し、一時保護施設への入所など被害者の適切な保護に努めます。

また、被害者に関する情報が加害者やその関係者等に知られることのないよう、情報管理の徹底に努めます。

	具体的施策	内容	所管課
93	被害者の一時避難への支援	被害者が一時避難できるよう、避難先を確保するなど、支援機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	総合政策課 福祉事務所
94	女性保護施設や母子生活支援施設と連携した被害者の保護	一時保護の間に問題が解決できないなど、引き続き保護の必要がある被害者について、女性保護施設や母子生活支援施設などへの入所手続きを支援します。	総合政策課 福祉事務所
95	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	被害者からの住民基本台帳事務における支援措置の申出があった場合、制度が適切に運用されるよう、住民基本台帳事務要領に基づいた事務執行に取り組みます。	市民生活課
96	被害者等の個人情報の保護	被害者等の個人情報保護を徹底するため、関係各課等においては情報を厳重に管理します。	関係各課
97	学校における個人情報の適切な管理	被害者の子どもの就学等支援の運用にあたり、転校先や居住地等の情報が加害者に伝わることがないよう、情報管理の徹底に努めます。	学校政策課
98	配偶者暴力防止法に基づく通知制度及び児童虐待防止法に基づく通知制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・告知制度についての法の規定とその趣旨について、さまざまな機会を利用して広報に努めます。	総合政策課 福祉事務所
99	医療関係者への通報・通知制度の周知	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、暴力の発見は守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	総合政策課
100	ストーカー規制法や接見禁止等の仮処分の申し立て制度等の情報提供	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たった支援を行います。	総合政策課 市民生活課 福祉事務所
101	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	配偶者からの暴力による被害者の安全確保を計らうために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、情報提供、手続きの支援を行います。	総合政策課 市民生活課



<施策の基本的方向⑥>

早期発見のための仕組みづくり

被害者と日常生活でかかわりを持つ地域の人が、配偶者からの暴力について理解を深め、早期発見につなげることができるよう関係機関との連携強化に努めます。

具体的施策		内容	所管課
48 ※	高齢者の生活を総合的に支援する取り組み (※再掲)	高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。	医療介護課
102	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	学校関係者や保育士など日ごろから子どもに接している人は、子どもと保護者の様子から発せられるＳＯＳを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	学校政策課 福祉事務所
103	民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員等が日ごろの活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。	総合政策課 福祉事務所
104	保健機関における早期発見・対応	母子保健事業（乳幼児等の健康診断や子育て支援事業など）を通じ、配偶者からの暴力の早期発見に努め、被害者の意思を尊重しながら市や警察に通報するほか、必要な情報について提供を行うなど早期対応に努めます。	福祉事務所
105	家庭児童相談員による早期発見・対応	家庭児童相談員の日頃の活動を通じ、配偶者からの暴力や児童虐待の早期発見に努め、被害者への適切な情報提供を行います。	福祉事務所
106	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者である福祉関係者が、潜在化している配偶者からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思と守秘義務に配慮したうえで適切な支援を受けられるよう支援機関につなぐなどの対応に努めます。	福祉事務所 医療介護課





重点目標 4 被害者の生活再建への支援

【現状と課題】

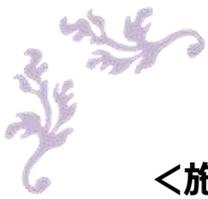
被害者が自立して生活しようとする際には、就業や住まいの確保、生活費や子どもの就学等の問題など、生活全般にわたる幅広い支援が必要です。

これらの課題に対応する関係課は複数にまたがっているため、庁内における情報の共有や共通の認識を持つなどの連携が不可欠です。市では、連絡会議等を定期的を開催するなどし、被害者の生活再建に向けた支援の推進に取り組む必要があります。

また、被害者は、離婚や子どもの親権の確保など、法的問題を抱えているケースも多くなっています。被害者の状況に応じた各種制度を活用することができるよう、情報提供や手続きにかかる支援など、状況に応じたきめ細やかな対応が求められます。

これらの支援に加え、被害者自身の心身のケアも大切です。特にDVによる心理的ダメージは長期にわたり、さまざまな影響を及ぼす可能性があります。被害者の中にはPTSD（心的外傷後ストレス障害）やうつ病を患っている人も少なくないため、医療機関や心の健康に関する相談、専門医等による専門相談を紹介するなどの支援も必要です。被害者に子どもがいる場合には、その子どもが暴力を目撃したり、または自身が暴力を受けていることも考えられるため、子どもの心身のケアについても支援を行う必要があります。

また、子どもが新しい生活を送る際には身の安全と同時に、保育や学習の機会も確保される必要があることから、教育関係機関や福祉事務所などとの連携を強化し、必要な支援がスムーズに行えるような体制づくりが必要です。



＜施策の基本的方向⑦＞

安定した生活を送るための支援

被害者が自立し、安定した生活を送れるよう、就業や住まいの確保、生活費や子どもの就学等の問題など、生活全般にわたる幅広い支援に取り組みます。

具体的施策		内容	所管課
107	生活保護等の支援制度の活用	被害者が女性相談所などに避難したことにより、扶養者との生計維持関係がなくなった場合の生活費等の支援を行います。	福祉事務所
108	ハローワークへの就労支援依頼	被害者が経済的自立に向けて就労活動を行う場合、ハローワークに被保護者等就労支援依頼を行い、早期自立を図ります。	福祉事務所
109	公営住宅入居への配慮	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅への入居について配慮します。	都市建設課

＜施策の基本的方向⑧＞

配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

配偶者等からの暴力にある家庭に育つ子どもの心身の回復に向けた取り組みのほか、就学や各種保育サービスが利用できるよう支援に取り組みます。

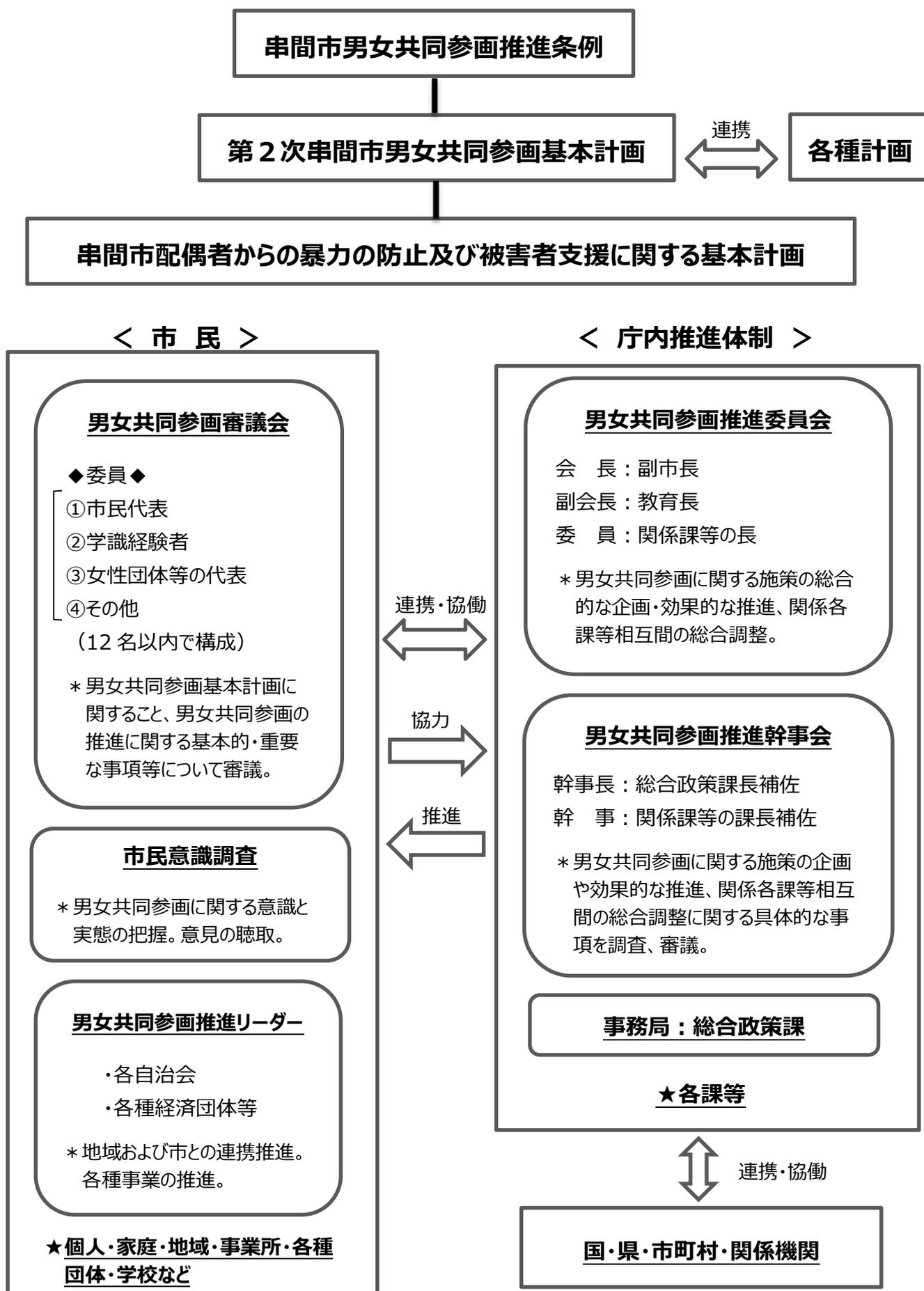
具体的施策		内容	所管課
110	学校や幼稚園、保育園、児童クラブ等への就学や入園の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等の心配があり現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育園等に入学や転校、入園ができるよう支援します。	学校政策課 福祉事務所
111	健康診査・予防接種等への配慮	加害者からの追跡等の心配があり現住所地に住民票を異動できない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう配慮します。	福祉事務所
112	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接見禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接見禁止命令制度が有効に活用されるよう制度の周知を図ります。	総合政策課 福祉事務所 学校政策課



参考資料

- ◎ 男女共同参画の推進体制
- ◎ 第2次串間市男女共同参画基本計画 策定経緯
- ◎ 数値目標
- ◎ 男女共同参画社会基本法
- ◎ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ◎ 串間市男女共同参画推進条例
- ◎ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

男女共同参画の推進体制



第2次串間市男女共同参画基本計画 策定経緯

	日 時	内 容
H25	9月2日～ 9月30日	『男女共同参画のための市民意識調査』実施 ◎対象：20歳～79歳までの男女1,000人（無作為抽出） ◎回収率：30.3%
	11月13日	第1回 串間市男女共同参画審議会 【諮問】第2次串間市男女共同参画基本計画の基本的な考え方について ・串間市男女共同参画基本計画のふりかえり ・市民意識調査結果の中間報告 ・策定スケジュールについて
	11月19日	男女共同参画職員研修 ・テーマ：「男女共同参画行政の進め方について」 ・講 師：オフィスピュア 代表 たもつ ゆかり氏
H26	8月上旬	『男女共同参画のための市民意識調査報告書』作成
	8月20日	第1回 串間市男女共同参画推進委員会幹事会研修（職員合同） ・テーマ：「男女共同参画基本計画の進め方について」 ・講 師：オフィスピュア 代表 たもつ ゆかり氏
	8月21日～ 10月3日	各課による男女共同参画関連事業の抽出
	10月2日	第2回 串間市男女共同参画推進委員会幹事会 ・第2次串間市男女共同参画基本計画 体系（案）について検討 ・各課による男女共同参画関連事業照会の進捗確認 ・ワークショップ（全庁的業務・事業における男女共同参画関連事業の抽出） ◎講師：オフィスピュア ワークショップデザイナー 高崎 恵氏
	11月26日	第1回 串間市男女共同参画推進委員会 ・第2次串間市男女共同参画基本計画素案について検討
	12月22日	第2回 串間市男女共同参画審議会 ・第2次串間市男女共同参画基本計画素案について検討
	12月25日～ 1月23日	第2次串間市男女共同参画基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施
H27	1月23日	第3回 串間市男女共同参画審議会 【答申】第2次串間市男女共同参画基本計画（案）について
	3月	第2次串間市男女共同参画基本計画 策定

関連施策・事業等の数値目標

指標項目	現状【H26年】	目標値【H36年】
重点目標(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し		
社会全体で男女が平等になっていると感じる市民の割合	21.8%	30.0%
固定的性別役割分担意識にとらわれない市民の割合	45.5%	50.0%
重点目標(2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり		
男女共同参画ニュースの発行	-	3回/年
人権啓発事業の実施回数	5回	
重点目標(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実		
男女共同参画に関する市職員研修の参加率	76.9%	100%
市民向けセミナー参加者の理解が深まったとする回答率	83.0%	100%
重点目標(4) 政策・方針決定過程への女性参画の推進		
市の審議会等委員への女性登用率	30.3%	50.0%
重点目標(5) 男女がともに能力を発揮できる就業環境の整備		
家族経営協定締結数	107	
重点目標(6) 男女がともに参画できる地域活動の推進		
地域社会において男女が平等だと感じる市民の割合	30.7%	40.0%
重点目標(7) 仕事と生活の調和（ワークライフ・バランス）の推進		
放課後児童クラブの設置数	7カ所	8カ所
延長保育実施保育所数	12カ所	13カ所
地域子育て支援センターの設置数	2カ所	
重点目標(8) 生涯を通じた男女の健康保持・増進に向けた取り組み		
胃がん検診の受診率	16.2%	25.0%
大腸がん検診の受診率	21.5%	30.0%
乳がん検診の受診率	6.8%	35.0%
子宮頸がんの受診率	9.3%	35.0%
※現状値はH24現在		
重点目標(9) さまざまな生活上の困難を抱える人々への対応		
女性防災士の取得者数	5名	
重点目標(10) 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶		
DV被害相談対応に関する市職員の研修開催数	-	1回
セクシュアル・ハラスメント防止等の研修会の開催数	1回	

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係をゆうしていることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村

男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条・第30条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者

の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住

居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12

条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認められる者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

串間市男女共同参画推進条例

平成18年3月28日
条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 基本理念（第3条）

第3章 市の責務等（第4条—第8条）

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条—第16条）

第5章 串間市男女共同参画審議会（第17条）

第6章 補則（第18条）

附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

これまで個人の尊厳及び人権の尊重のため男女平等の推進その他のさまざまな取組を進めてきたが、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行などが存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

このような状況の中、男女が互いにその人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現することが求められている。

ここに、すべての者が連携、協力し、社会のあらゆる場において男女共同参画社会を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に当たって、基本理念を定め、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業や活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 民間団体 市民によって組織された団体をいう。

第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における男女共同参画に関する取組を勘案し、その動向に配慮すること。

第3章 市の責務等

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間団体の責務)

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる体制その他男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 民間団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い

- (2) 性的いやがらせ（性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動を受けた相手方の対応によって不利益を与えることをいう。）
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに類する事情にある者を含む。）に対する暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画の策定等）

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、串間市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（附属機関への共同参画の機会の確保）

第10条 市長は、審議会その他の附属機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の推進）

第12条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の機会を通じて、市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

（相談及び苦情の処理）

第14条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民等から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、串間市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究）

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第16条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 串間市男女共同参画審議会

（審議会）

第17条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、串間市男女共同参画審議会（以下「審議会」

という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 第9条に規定する基本計画に関する事項

(2) 第14条第3項に規定する苦情の処理に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項及び重要な事項

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択：昭和 54 年 12 月 18 日（第 34 回国連総会）

発効：昭和 56 年 9 月 3 日

日本国署名：昭和 55 年 7 月 17 日

〃 批准：昭和 60 年 6 月 25 日

〃 効力発生：昭和 60 年 7 月 25 日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び

互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第2次串間市男女共同参画基本計画書

平成27年3月策定

[発行]

串間市総合政策課 協働推進係

〒888-8555 串間市大字西方 5550

TEL0987-72-1111